



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「アイヌ教育制度」の廃止：「旧土人児童教育規程」廃止と1937年「北海道旧土人保護法」改正
Author(s)	小川, 正人
Citation	北海道大學教育學部紀要, 61, 37-79
Issue Date	1993-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29404
Type	departmental bulletin paper
File Information	61_P37-79.pdf



「アイヌ教育制度」の廃止

——「旧土人児童教育規程」廃止と1937年「北海道旧土人保護法」改正——

小 川 正 人

A Historical Study on “Ainu School” in Hokkaido (3): The actual Conditions of the Education Policy against Ainu in 1920 ~ 1940's

Masahito OGAWA

目 次

はじめに	38
I アイヌ民族による言論活動とアイヌ教育批判	41
① アイヌ民族による活動の概要	41
② コタンの生活状況	45
③ アイヌ民族によるアイヌ教育批判とその特徴	48
④ 為政者ないし周囲のシャモの眼	49
公安当局／「保護」政策担当者とその周辺	
I 註	52
II 「旧土人児童教育規程」の廃止	56
(1) 特設アイヌ学校の一部廃止と「旧土人児童教育規程」の廃止	56
(2) 「旧土人奨学資金」制度の発足	61
II 註	62
III 1937年「北海道旧土人保護法」改正と特設アイヌ学校の全廃	63
(1) 1937年「北海道旧土人保護法」改正	63
① 「北海道旧土人保護法」改正準備の進行	63
② 「北海道旧土人保護法」改正をめぐる諸相	65
北海道アイヌ協会の結成——アイヌ民族と為政者との拮抗／「同化」論の新たな位相／「同族」「ウタリ」という呼称の登場とアイヌ政策の一般社会事業への統合／シャモの世論の諸相	
③ 「北海道旧土人保護法」改正の内容	68
(2) 特設アイヌ学校の全廃	70
(3) 特設アイヌ学校全廃以後	72
III 註	74
むすび	79

[凡例] 資料からの引用に際して、原資料中の漢字の旧字体、変体仮名・合字は、原則としてそれぞれ常用漢字、平仮名又は片仮名に改めた。傍点、圈点、ルビは削除し、筆者が新たに付した箇所はその旨を記した。また中略した箇所は「……」で表わした。

はじめに

この論文の目的は、アイヌ児童を対象とした独自の学校教育制度（「アイヌ教育制度」）の廃止——「旧土人児童教育規程」の廃止（1922年）から、「北海道旧土人保護法」改正（1937年）による特設アイヌ学校（「旧土人小学校」）⁽¹⁾の全廃まで——の過程における、アイヌ教育政策の実態を検討することにある。

「アイヌ教育制度」は、「北海道旧土人保護法」（1899年3月2日公布、法律第27号）第9条にもとづくアイヌ居住地への小学校の特設と、「旧土人児童教育規程」（1901年3月31日、北海道庁令第42号）とを骨格として成立した。その基本的特徴は、第1に、就学当初から徹底してアイヌの言語・慣習を排除ないし破壊するために、教授の程度・内容をシャモに比して「簡易」なものに押し止めたこと（従って、高等小学校以上の階梯への進学は、制度上はシャモと同様に可能であったとはいえ実際には困難であった）、第2に、上記のような教授を徹底するため、アイヌ児童をシャモの児童と「別学」させる原則をとったことである。さらに第2次「旧土人児童教育規程」（1916年12月24日、北海道庁令第86号）は、アイヌ児童の「心身ノ發育」や「家庭教育」の「低」さ（それは、日本語、日本の慣習の習得の度合いを意味していた）を理由に、アイヌ児童の就学年令を7歳（シャモは6歳）、就業年限を4箇年（シャモは6箇年）とし、教科目もシャモに比して削減する（図画、理科、地理、日本歴史を欠く）など、アイヌ児童とシャモの児童との間に制度上明確な差別を設けた。それは同時に、アイヌの「民度」の「向上」によってこそ、かかる差別は「解消」される、とアイヌを誘導する構造を備えてもいたのである⁽²⁾。

次に、既往の研究との関わりから、本稿の課題を確かめておきたい。

① 高倉新一郎は、『アイヌ政策史』（日本評論社、1942年）において、「アイヌ教育制度」について「即ち旧土人保護法制定後に確立されたアイヌ教育は、其根本に於て何等内地児童の普通教育と変る事なく、唯是を一日も早く普及せしめんが為に其方法を変じたに過ぎない。……夫れは同化の強行であって決して分化の採用ではなかった。」（602頁）と述べ、「旧土人教育」（『北海道教育史』全道編3、北海道教育研究所、1963年、所収）において、アイヌ教育制度の廃止は「アイヌ教育が普及し、その効果をおさめ、一方、町村の力ができて、必要な箇所に小学校を設けることが困難でなくなると、特別なアイヌ教育制度は次第に不必要になってきた」結果であるとする（255頁）。

確かに、アイヌ教育制度の2つの柱——アイヌ児童のシャモとの「別学」と、「簡易」な教育課程——は、高倉も言明したとおり、為政者にとっては「彼岸」にある「同化」のための「方便」だったのであり、この制度を漸進的・段階的に解消＝廃止することが（制定時に当局者がどの程度このことを意識していたのかはともかく）当初からのプログラムであった。実際、「アイヌ教育制度」成立以降アイヌ児童の就学率は急激に「上昇」し、1930年代には99%を越えてシャモのそれに比肩するまでに至り、アイヌ語の破壊と日本語の「普及」も急速に進行したのであるから、その限りでは、アイヌ教育制度の廃止は予定のプログラムを実行したに過ぎないという側面があることは確かだろう。「同化教育」が「効果をおさめ」たゆえに特別の教授課程を廃止し、「町村の力」即ち公立小学校の普及ゆえに国費によるアイヌ学校特設が不要になった、という高倉の所説は、ことこの側面に関しては誤りとは言えない。

② しかしながら筆者は、高倉が「アイヌ教育制度」廃止の基盤ないし結果としてアイヌが「同化し融和」したことを挙げ、且つ「アイヌ教育制度」の廃止を以てアイヌ教育の「終焉」である

と意味付けたことには賛成できない。

近年の研究も、高倉のこのような所説には批判的である。例えば竹ヶ原幸朗は、「別学」制の廃止によるアイヌ・シャモの「共学」によって、学校がアイヌ児童に対する「迫害の場」と化したこと、「小学校を中途退学したアイヌはきわめて多い」こと、かかるアイヌ差別が「今日まで引きつがれている」ことを指摘した（『近代日本のアイヌ教育』、『北海道の研究 6 近現代編Ⅱ』、清文堂、1983年、488頁）。このことは、「アイヌ教育制度」廃止をもって「同化」や「融和」が達成されたのではないこと、また「アイヌ教育制度」廃止以後にもアイヌ教育史上検討すべき課題が所在していることを指摘した点で高倉に対する批判たり得ており、筆者もこの指摘に同意する。

しかしこうした近年の研究においても、「アイヌ教育制度」廃止の意味付けについては、アイヌ民族は「殆ど同化の域に進みたる」（北海道庁『北海道旧土人概況』、1933年、3頁）等と記述している官庁調査を主な資料に、「言語」「風俗」の「改良」をもってアイヌ民族「同化」が「完了」したとの為政者の判断にもとづくとする説明の域を出てはいない。

例えば竹ヶ原は、特設アイヌ学校廃止について「その理由として、第一に、『旧土人』小学校は差別教育の象徴（アイヌ）、第二に、アイヌの同化を徹底するために混合教育＝共学の実現（日本人教師）、第三に、『旧土人に関する調査』結果の分析からアイヌ同化の事実認識の確立（行政当局）」という、それぞれの当事者の異なる視点からの『旧土人』小学校不要論を指摘できる。」と述べつつも、廃止そのものは行政当局による「同化」の確認にもとづく措置である、と説明するのみである。それらの「異なる立場」からの議論がどのような点で接近し或いは対立したか、という点の検討にも及んではない（同前、487～488頁）。榎森進『アイヌの歴史』（三省堂、1987年）も、1937年「北海道旧土人保護法」改正について「この時点で、政府が改正に踏み切ったのも、同法にたいする識者の批判やアイヌ自身によるねばり強い改廃運動があったからであるが、しかし同時に、アイヌの農耕民化と忠良な臣民化という明治以来の二つの課題がほぼ達成されたと判断したからでもある」（216頁）と論じるとどまっている。

③ 野坂実「日本近代教育とアイヌ民族差別」（『1983年現在』、埼玉大学教育学部安川研究室、1983年）は、「従来の研究では……アイヌ民族の同化は1910年代から30年代にかけてほぼ『完了』したとされる」ことに対し、「そのような同化の『完了』の確定に対して疑問を持たざるをえない」「同化の『完了』を積極的に確定することの意義をどのように考えているのであろうか」と批判し、また既往の研究が官庁文書に依拠して「同化の『完了』」を言うことは、論者の意図の如何に関わらず政策の「成果」を過大に描くことになりがちであると指摘した（56～58頁）。「同化の完了」という論点そのものを疑うという野坂の批判には筆者も同意する。しかし野坂の議論は問題提起にとどまっており、且つ専ら「完了」を確定する論証の厳密さ如何という論点に入り込んでいる。

④ 海保洋子は、1930年代におけるアイヌの活動を、「国民自力更生運動」を時代背景とした「アイヌ民族自身による自主的活動の高揚」と捉え、1937年「北海道旧土人保護法」改正を「こういった動きへの権力側の対応」と位置付ける、という視点を示した（海保『近代天皇制と『異族』の『臣民』化』、『近代北方史 アイヌ民族と女性と』三一書房、1992年、所収、127～131頁）。海保のこのような位置付けには筆者も概ね同意するが、しかし海保は、それらの「権力側の対応」の意味、なかならず「北海道旧土人保護法」改正の意味の検討には及んでいない。

以上を通じて、第1に、当該時期のアイヌ教育に関する先行研究の多くは、その実態の解明に

及んではないことを指摘できる。「アイヌ教育制度」の廃止はそれ以後アイヌ児童の教育とシャモの児童の教育とが制度上「同一」になり今日に至っているという位置を占めているにもかかわらず、この問題に関する研究の蓄積は乏しいと言わざるを得ない。

第2に、総じて既往の研究は、アイヌ教育制度廃止に関しては概括的な説明を行なうのみであり、政策上の意義について「同化」が「達成」されたとの為政者の認識を示す程度にとどまっている。これら先行研究は、本来その内実の解明こそが課題であるべき「同化」なる言葉をそのまま研究の叙述における説明概念として用いたがために、「同化政策」なるものの内実——当該時期におけるアイヌ統治の政策課題——を解明するという視点を持ち得ないでいる⁽³⁾。

とはいえ筆者も当初は、本論文をたかだか「アイヌ教育制度」の展開過程を扱った前稿の結末の部分として位置付けていたに過ぎなかった。これを敢えて単独の主題として論じてみる必要があると感じたのは、『北海道社会事業』誌上（106号、北海道社会事業協会、1941年3月、31頁）に次の通牒を見たことによる。

巳社第一五六二号 昭和十六年二月十五日

各支庁長 学務部長

各関係市町村長 警察部長

各関係警察署長

旧土人ノ教化指導ニ関スル件

旧土人ノ教化指導ニ関シテハ特ニ留意相成居候処ナルモ旧土人ノ中ニハ今尚熊祭ヲ行ヒ又ハ往時ノ服装ヲ為シ観光客ヨリ撮影料ノ寄捨ヲ受ケ或ハ又府県ヲ巡回シテ古来ノ舞踊ヲ興業スル外往時ノ同族生活ヲ講演行脚スル者等有之ヤニ及聞候甚ダ遺憾ノ次第ニ有之候ニ付テハ旧土人古来ノ陋習トモ称スベキ熊祭ヲ行ヒ其ノ他同族往時ノ風習ヲ演ズル等一般的ニ蔑視セラルルガ如キ行動ハ今後一層戒メテ同族教化指導上遺憾ナキヲ期セラレ度為念

この通牒は、主要にはシャモの興業師らの営業を対象にしているようであり、直接アイヌに向けて発したのではない。また、アイヌの「旧慣」に関する禁令もこの通牒が唯一のものではなく、管見の限りでも1884年の札幌県の達（4月8日、無号達）や1955年の北海道の通達（3月10日、畜第471号）等を挙げることができる。今の筆者には、この通牒そのもののアイヌ政策史上における意味や位置について説明することはできないが、ただ、何故1941年という時期に、道庁が改めてこのような通牒を発したのかが気に懸かる。

『北海道社会事業』によれば、この通牒を発した道庁の意図は、「民族協和の目的達成」にあるという。とするならば、このような通牒の存在そのものが、1937年の「北海道旧土人保護法」改正を以ては「同化」の達成はなされていないと道庁自身が認識していること、引き続き何らかのアイヌ統治の政策課題が存在していること、を示唆している。以上のことから筆者は、「アイヌ教育制度」の廃止という問題も、「同化教育制度」の「終焉」としてではなく、アイヌ統合策の更なる展開過程として把握し考察する必要があると考えた。

なお、アイヌ教育制度廃止後のアイヌ児童の教育はシャモのそれと制度上「同一」となり今日に至っていることからすれば、本論文には、戦後日本におけるアイヌ教育史を見通せる視点を確立することも要請されている。しかしこの点については、仮説的な論点の指定に止まらざるを得なかった。

— はじめに 註 —

- (1) 本稿では、「北海道旧土人保護法」および「旭川区土人保護規程」にもとづき特設された小学校を「特設アイヌ学校」と呼ぶ。
- (2) 筆者はこれまでに、アイヌ教育制度の成立まで、及びアイヌ教育制度下における、アイヌ教育政策の展開過程について検討してきた（『「アイヌ学校」の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立』、『北海道大学教育学部紀要』55号、1991年2月、『「北海道旧土人保護法」・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校』、『同前』58号、1992年6月）。本稿はこれらに引き続く位置を占めるものである。
- (3) 前掲小川正人『「アイヌ学校」の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立』、264、265頁も参照。

既往の研究の隘路とその打開の手立てに関するまとまった考察は、他日稿を改めて行ないたい。

I アイヌ民族による言論活動とアイヌ教育批判

アイヌ児童の就学率が90%を越えた1910年代後半以降、アイヌ教育の「普及」を自らの施策の「成果」と誇る北海道庁に対し、アイヌ民族が痛切な要求や批判を表明したこと、とりわけ特設アイヌ学校に象徴される「別学」制度と第2次『旧土人児童教育規程』のような「簡易」な教授課程に対する批判が集中するに至ったことは前述した⁽¹⁾。

アイヌ民族によるアイヌ教育批判は、1920年代以降、この時期活発になったアイヌ自身による組織活動・言論活動の中で展開したことに特徴がある。ここでは、このようなアイヌ民族による活動や言論の展開の概要を把握しておきたい。かかるアイヌ民族のアイヌ教育批判が直接に「アイヌ教育制度」の廃止を引き出したと言いき難いであろう——「はじめに」で述べたように、「アイヌ教育制度」は自らを漸進的に廃止することが当初からのプログラムであったからである——けれども、それが当該時期のアイヌ政策やシャモの動向とどのような点で拮抗していたのか、という点を検討する必要があると考えるからである。

① アイヌ民族による活動の概要

この時期にアイヌ民族が結成した組織の概況を〔表1〕に示した。

これらの組織の規模や性格は多様である。例えば規模や活動の形態について見れば、アイヌ一貫同志会は遼星北斗・吉田菊太郎・辺泥和郎らが各地を廻る形の活動であったらしい⁽²⁾。更生同志会は、その発足を伝える『北海タイムス』記事によれば「十数名が会合して民族更生の具体的方針を協議」し発足した⁽³⁾とのことではあるが、管見の限りその後の活動を報じた記録は見当らず、実質的には森竹竹市個人の活動に終始していた可能性がある。他方、初めてほぼ全道のアイヌを組織しようとした北海道アイヌ協会は別格としても、十勝アイヌ旭明社の設立総会には音更、芽室、本別、帯広など十勝各地のコタンから「代表」が集ったという⁽⁴⁾。

また組織の性格について見れば、例えば旭明社は、その結成に道庁河西支庁社会係の喜多章明らシャモの役人の介在があり、会の目的にも「社会改善生活向上」など自己修養的な内容の項目を多く掲げていた⁽⁵⁾。これに対し、例えば解平社などの旭川のアイヌの活動は、長年にわたる給与地問題——生活の基盤である給与予定地の下付を求めるアイヌと、アイヌの土地管理「能力」の「低さ」を理由にこれを渋る道庁との対峙が続いていた⁽⁶⁾——がその重要な契機となっていたから、政府・道庁の施策なканずくアイヌの「能力」を理由とした「差別待遇」に対しては徹

[表1] 1920～30年代に結成されたアイヌの活動組織の概況

名 称	設立年	設立地域	主 要 代 表 者	活動目的など (括弧内は出典)
アイヌ一貫同志会	1926頃		辺泥和郎 (鶴川), 吉田菊太郎 (十勝), 達星北斗 (余市)	アイヌの地位向上 ⁽¹⁾
解平社	1926	旭川	砂川市太郎, 松井国三郎, 鹿川利助	給与地問題の解決, シャモの「圧迫」への抗議 ⁽²⁾
茶話笑楽会	1927	余市	達星北斗, 中里篤治	アイヌ青年の修養 ⁽¹⁾
十勝アイヌ旭明社	1927	十勝	山川廣吉, 中村要吉, 伏根弘三	生活改善, 生活向上 ⁽³⁾
北海道アイヌ協会	1930	全道 (除旭川)	吉田菊太郎	「北海道旧土人保護法」改正など ⁽⁴⁾
チン青年団	1932	鶴川	辺泥和郎	「健全ナル国民」「郷土向上ノ中心」の育成 ⁽⁵⁾
北海小群更生団	1933	十勝	貫塩喜蔵	自己精神の修養, 公民思想の善導 ⁽⁶⁾
更生同志会	1935	静内	森竹竹市	アイヌ民族更生 ⁽⁷⁾

注：活動目的の欄は典拠資料の表現に従った。

出典：(1)『達星北斗遺稿 コタン』(2)『大阪朝日新聞』1926年10月22日付 (3)『北海タイムス』1927年5月10日付 (4)『蝦夷の光』1～3号 (5)『鶴川村チン青年団団則』『ウタリ乃光り』(チン青年団団報)創刊号, 1932年8月(『近代民衆の記録 5 アイヌ』224～226頁) (6)『北海小群更生団規約』『アイヌの同化と先蹤』, 107頁 (7)『北海タイムス』1935年1月8日付朝刊

底して反対していたのであり、「北海道旧土人保護法」の存在そのものに対しても、その「撤廃」を主張するに至っている⁽⁷⁾。

そうした差異にもかかわらず、これらの組織とその活動には幾つかの共通する特徴を指摘できる。

第1に、旭明社や北海道アイヌ協会のように依然としてシャモが介在する場合もあるものの、主要には表に挙げた者たちを中心にアイヌ自身が組織を結成し活動していたことが特徴である。日露戦争前後におけるコタンの同窓会、青年会、婦人会等の結成が主として学校教員などのシャモの主導によっていたこと⁽⁸⁾とは対照である。道庁の介在により結成されたという北海道アイヌ協会にしても、確かに会長には前述の喜多章明が就き、機関誌『蝦夷の光』の巻頭には喜多や道庁社会課長の文章が並ぶが、しかし同誌の過半を占めていたのは各地のアイヌが寄せる論考や文芸作品である⁽⁹⁾。

組織を結成した契機や活動の目的に、自分たちの生活擁護や差別の撤廃を掲げる点も共通している。このことは、これらの活動が表面上どのようなスローガンや行動をみせようとも、それはほかならぬアイヌとしての自意識に根ざしていたことに由来していよう。とはいえ圧倒的な差別の中で、かかる自意識がストレートに主張されることは稀である。しかしこのことは、そのぶん深く自らのあり方を自問することにもなる。以下に掲げるのは旭明社の発足の際に集ったアイヌの議論である。

……次いで左の綱領を決議したが第二項の土人たるを者たるに修正する（第二項は「本社は同人組織とし同人は独立の生計者にして相当学力識見ある土人たること……」となっている——筆者注）か或は原案通りにするかといふことについては『吾々は同じ日本人である以

上差別はない筈であるから修正して貰いたい諸君は旭明社の創立を見て尚アイヌといはれ満足するのか……』といふ激しい意見や『自分等は立派に旧土人であるむしろそんなテレ隠しなどをするより土人と明記してこそ旭明社誕生の意義がある』という原案賛成論が出るなど……⁽¹⁰⁾

また活動の担い手には、砂沢市太郎（1893年生まれ）、森竹竹市（1902年生まれ）、吉田菊太郎（1896年生まれ）、遼星北斗（1902年生まれ）、貫塩喜蔵（1908年生まれ）、川村才登（1906年生まれ）など、当時20歳代から30歳代の、即ち学校教育の「普及」以後に育った世代が多く現われている。

第2に、これらの組織の中には、『蝦夷の光』（北海道アイヌ協会）、『ウタリ乃光り』（チン青年団）などの機関誌や冊子を刊行し、或いは集会を持ち、それらを通じた言論活動を活発に展開している。かかるアイヌ民族の言論活動は、著作の刊行や新聞雑誌への投稿といった広がりをも見せている。機関誌類は主としてアイヌ民族内部において議論を交わす場であり、新聞などへの投稿はシャモに対してアイヌの主張を訴えるという意味を持っている。

1910年頃の同窓会等にも機関誌を刊行するものはあったが、それらは概ね学校の教員の肝煎りによる刊行であり、内容も主として教員らによる告知や「啓発」の文章、教員によって選定されたアイヌの文章（その多くは児童ないし卒業生の作文や書簡）などにとどまっていた。これに比してこの時期の機関誌等には、編集・発行をアイヌ自らが行なうものが多く、掲載した文章にもアイヌが自らの心情や要求を強く訴えるものが目立つ。

アイヌが集会で発言したり、そうした言論が新聞雑誌等に紹介されたりすることも、1890年代（「北海道旧土人保護法」制定前後）から見られることではある。だが当時は専ら、アイヌがシャモやジョン・パチエラーらの政治家・社会事業家に伴われて集会に登場するという形態であった⁽¹¹⁾。これに比べこの時期は、『アイヌの叫び』の「序」は前述した喜多章明が執筆していたり、後述する「全道旧土人青年大会」のようにシャモの介在による場の設定があったりするものの、主要にはアイヌが自らの意欲と活動とを基盤に言論を展開していることが特徴である。

上記の機関誌のほか、1920年以降のアイヌによる著書として、知里幸恵『アイヌ神謡集』（1923年、郷土研究社）、遼星北斗『コタン』（遺稿集、1930年、希望社）、パチエラー八重子（本名・向井フチ）『若きウタリに』（1931年、東京堂）、貝沢藤蔵『アイヌの叫び』（1931年、同刊行会）、貫塩法枕（喜蔵の筆名）著・北海小群更生団発行『アイヌの同化と先蹤』（1934年）、森竹竹市『原始林』（1937年、白老ピリカ詩社）等を挙げることができる。そのほか、例えば『コタン』創刊号（1927年8月）には、浦河太郎吉による「生活」という名の雑誌の発行の予告と投稿の呼び掛けがあり⁽¹²⁾、言論の場を欲したアイヌは多かったと見るべきだろう。遼星、パチエラー八重子、森竹など、詩歌による自己表現（ただしそれは、短歌など日本語の詩歌である）が多いことも特徴である。このほか、更生同志会の創立に先立って森竹竹市は「リーフレット」を作成して全道のアイヌに配布したという⁽¹³⁾。旭川のアイヌは「北海道旧土人保護法」撤廃の「輿論を喚起する為」に札幌で演説会の開催をこころみている⁽¹⁴⁾。『北海タイムス』には森竹の投書を見ることができる⁽¹⁵⁾し、旭川の川村才登も長文の論説「一アイヌの手記」を寄せている⁽¹⁶⁾。『北海道社会事業』誌上にも森竹「ウタリへの一考察」（28号、1934年8月）や音更の早川政太郎による「アイヌ族よ起て」（52号、1936年8月）といった論説がある。

第3に、このような組織や機関誌を通じて各地のアイヌが相互に繋がりを持ち始めたこと、或

いはアイヌがそうした繋がりやを密接に持とうと欲したことである。組織の形態をみても、既往の同窓会や青年団等とは違って、コタンやアイヌ学校を単位とするものでもなく、町村単位の青年団等の分会や分団といった性格でもない、他ならぬアイヌ自身の繋がりやを志向するものが現われたことが特徴である。例えばアイヌ一貫同志会を結成した3名は、違星が余市、吉田が幕別、辺泥が鶴川と、互いに出身・所在地を異にしていたし、旭川の解平社も日高や胆振など他の地域のアイヌへの呼び掛けを発したという。

なかでも、北海道アイヌ協会とその機関誌『蝦夷の光』、および1931年8月2日に札幌で開催された「全道アイヌ青年大会」は、初めて広範な地域のアイヌが一同に会し繋がりを持つ場となったという重要な意義を持っている。但し、北海道アイヌ協会の結成が道庁の主導によるものであり、「全道アイヌ青年大会」もジョン・パチェラーの「主催」のもと道庁の役人を招いての開催であったという点に、アイヌの活動を自らの傘下に置こうとする政策意図を見いだすことができる。事実、給与地問題を巡って道庁と厳しく対立していた旭川のアイヌは、管見の限り北海道アイヌ協会の活動には参加していない。敗戦後のアイヌの言論の中には、「道庁長官閣下に一言献上す。『御用協会』をつくりアイヌが騒ぐのを『防止するか』なあ……なんぞと考へるのはもう古い手ですゾ！」⁽¹⁷⁾という批評があり、北海道アイヌ協会を「御用協会」と見ていたアイヌも少なくないことをうかがわせる。

それでも、北海道アイヌ協会の担い手のひとり森竹竹市は、1934年の新春に貝沢藤蔵と旭川の川村兼登と「久方ぶりに胸襟を開いて『生きて行く道』について語り合ふことが出来」たといい、「其れにつけてもお互いのそうした希望を発表する様な機関の無いのは不都合であると思っていた矢先に、川村、貝沢の両兄よりも同様な意見があ」ったという⁽¹⁸⁾から、組織への参加をめぐる対立は、アイヌ民族内部に存在したというよりは道庁との関係によっていたと見るべきである。

当然ながら、アイヌによる著作や言論活動は相互に影響を及ぼし合っている。前述した森竹の投書「解平運動」は解平社の結成に「快哉を叫ぶ」ことから筆を起しているし、チン青年団『ウタリ乃光り』15号(1934年2月)は、森竹から届いた「全道ウタリに諮る」を「『熱血乃同志』森竹君の書」として全文を掲載している。また知里幸恵『アイヌ神謡集』は、著作そのものはカムイユカラ(神謡)を収録したものではあったが、知里自身の旭川での活動⁽¹⁹⁾とあいまって、有名なその序文が同時代のアイヌに少なからぬ影響を与えたとみえ、違星北斗らが刊行した『コタン』創刊号はこの「序」全文を掲載している。川村才登^(ママ)の投書「一アイヌの手記」の冒頭部分も、「其の昔此の広い北海は私達の先祖の自由の天地で有ました」で始まっており、恐らく知里の影響を強く受けている。他方、知里幸恵は日記に、金田一京助から「余市の中里さん(違星と共に『コタン』の創刊に携わった中里篤治のことであろう——筆者注)の話」を聞いたことを記し、「嬉しいのか悲しいのか涙が出た……さういふ人がゐるならば、まだアイヌの命運は尽きないだらう。」と結んでいる⁽²⁰⁾。

第4に、同時代のシャモの社会運動なканずく水平運動に関心を示し、ないしはそこに接近するアイヌが現われたことである。

解平社結成の中心を担った者たちは、同時に日本農民党に加盟している⁽²¹⁾。前述した川村才登の論説「一アイヌの手記」は「然るに今日尚内地にすらエタとか水平社とか差別をして居るではないか。是等認識不足の君達が果して大和精神を持ち大和民族と言えようか」⁽²²⁾と、部落差別の存在を引きつつシャモの差別意識を問うている。やはり前述した森竹の投稿「解平運動」も、「かの水平社大会の決議綱領に『吾々は人間性の原理に覚醒し人間最高の完成に向つて突進す』

との一項があったと記憶するが我々も此の意気此の覚悟を以て……我アイヌ民族を社会の水平線上に引き上げねばなりません。」⁽²³⁾と述べている。水平社の存在のみならずその「決議綱領」まで「記憶」していたという点に、森竹の強い関心と旺盛な見聞ぶりを窺うことができる。違星北斗もまた演説の中で「此頃天下の耳目を聳動させてゐる水平運動を尊敬しています」と語ったといい⁽²⁴⁾、砂沢市太郎の子・砂沢ビッキは、「うちの親父、戦前、戦中の頃、酔っ払ったらインター歌うんだな」と回想している⁽²⁵⁾。

シャモの水平運動や社会運動の側がこうしたアイヌ民族の動向にどのように応えたのかについては、今の筆者には明らかにできない。管見の限り、水平運動ないし融和事業関係の機関誌類に解平社や旭明社の創立を報じる記事を散見できる⁽²⁶⁾こと、解平社と日本農民党との関わりは農民運動に関わった旭川市議・木下源吾の介在があったこと、水平社の松本治一郎が1942年に旭川・近文コタンを来訪したことなど⁽²⁷⁾からすれば、アイヌ民族の問題に一定の関心を寄せたり、中には積極的に関わっていく者がいたことが窺えるものの、その實際を把握することは今後の課題である。

これらの動向とはやや性格を異にするだろうが、自ら町村会の議員となって地方政治に関わっていくアイヌが現われたことも、この時期の特徴である。

例えば吉田菊太郎は1932年に幕別村議に当選、森竹竹市は静内において川村兼登や貝沢藤蔵らを招いた演説会を開き、アイヌを町会議員に当選させている。森竹自身も1937年の白老村議選に立候補し、この時は当選しなかったものの翌年繰り上げ当選を果たしている。鵜川村でも、大川原コピサントクは1917年・同村の第2期以来村議を務め、1929年には新井田シュサングルも当選を果たしている⁽²⁸⁾。当選者たちはどのような票を基盤にしていたのか、今の筆者にはその詳細を明らかにすることはできないが、例えば鵜川での1933年の選挙に関する新聞報道によれば、大川原は主にシャモの票を集めての当選であったものの、新井田は「旧土人結束によつての当選」であったという⁽²⁹⁾から、アイヌを議会へ送り出そうとするコタンの気運を窺うことはできよう。さらにその背景として、この時期に北海道における町村会の設置が進行したこと⁽³⁰⁾、この動きはいわゆる普通選挙制度の成立・施行と関わっていること⁽³¹⁾を指摘できる。

② コタンの生活状況

この時期のコタンの生活状況にも触れておかねばならない。筆者は先に、1900～1910年代のアイヌの生活状況について、近代における「強制コタン」などの状態と衛生や疾病の厳しさを概観した⁽³²⁾。1920年代以降においてもかかる状況に大差はない。まず職業を見ると、北海道庁の1925年末の調査によれば農業が約61%、漁業は約16%などとなっており、「他に雇はれて労働に従事するもの」が依然として約20%に及んでいる⁽³³⁾。

農業の基盤となる筈のものは「北海道旧土人保護法」にもとづく給与地である。北海道庁によれば1909年までに3850名に約9656町歩を下付したという⁽³⁴⁾ものの、単純計算では1名あたりの下付面積は約2.5町歩となり、「北海道旧土人保護法」の定める15000坪（5町歩）とは懸隔がある。しかも1924年に道庁が改めて給与地台帳を作製するなどして調査した結果では、全給与地面積は約8225町歩に過ぎない⁽³⁵⁾。この調査は上記の9656町歩という数字との差について直接に言及してはいないが、「給与地は下付以来既に数十年を経過し此の間所有者の転住せる者、相続手続きを了せざるもの、二人以上に賃貸せるもの、二重貸借関係を為したる者、甚だしきは和人に竊絡せられ自己の給与地の存否さへ不明なる者を生じ其の（給与地の——筆者注）調査は非常なる

困難を伴」なつたと記している。「転住」は生活の困窮による場合が多いのではないだろうか。相続手続きの「不備」は日本の法制度に関する知見や日本語の読み書きの「習熟」と関わっているよう。「二重貸借」なども幾人ものシャモがひとりのアイヌを「筆絡」した結果であろう。こうして、小作人として入り込んだシャモにより「筆絡」同然に奪われるなどした給与地が少なくないと推測する。さらに、この8225町歩のうち「開墾不能地」が約815町歩あり、「未開墾地」⁽³⁶⁾約1816町歩を差し引いた「成墾地」は約5614町歩、そのうち「賃貸地」が2522町歩と半分近くを占めている。

このような給与地の状況への対応として、道庁は給与地の「管理及整理」を目的とした「旧土人互助組合」（以下「互助組合」とする）を設置するという施策を採っている。「互助組合」は、給与地が所在する町村において当該町村を単位に給与地を所有するアイヌを組合員として組織したものである。組合が組合員の給与地を「管理」し、給与地は組合員に「自作セシムルヲ原則」とするが、「止ムヲ得ス賃貸」する場合にはその手続きは組合長を通して行ない、地代も組合長が保管する。道庁が1923年に開催した関係支庁等のアイヌ「保護」事務担当者による協議を経て、幾つかの町村が組合を設置し、その結果「成績良好」と見た道庁が1924年に訓令「互助組合設立ニ関スル件」（第65号、7月29日）を発して関係町村に設置を求め、1934年までに36組合を設置している⁽³⁷⁾。若干の役員は組合員から選任されるものの、町村長が組合長、助役が副組合長に就き、事務所も町村役場内に置くこととなっており、実質的には町村当局が給与地を「管理」することを定めた制度であると言ってよい。今の筆者には「互助組合」の設立経過や運営の実態の詳細を述べることはできないが、ただ次のことは指摘しておきたい。すなわち、「互助組合」はアイヌ民族の「保護救済」をうたってはいるが、河西支庁において設立に携わった喜多章明が、はしなくも「当時旧土人等は一箇の土地を二人も三人もに、二重三重に貸し……種々紛争をかもしている矢先でもあったので、組合から賃借する方が確実であり、信用して耕作できるというところから賃借和人側からもこの施設は歓迎され……」⁽³⁸⁾と述べたごとく、組合による給与地の「整理及管理」は小作のシャモにとっての「都合」を意図していたのではないだろうか。1935年頃においても賃貸されている給与地は約2444町歩もあり⁽³⁹⁾、給与地の自作という「原則」がうたい文句に終始していることがうかがえる。喜多の執筆になる『北海道旧土人保護沿革史』（北海道庁、1934年）は、「地方によっては相当の成績を挙げたる組合もあった」と述べるにとどまり（241頁）、この制度の「成績」がアイヌにとって必ずしも「良好」ではないことを認めている。

1935年頃の道庁の調査を見ても、負債を有する世帯が1595戸、全体の75%強に及んでいる⁽⁴⁰⁾。このような生計のもと、前稿で触れた⁽⁴¹⁾ように生活を支えるための青壮年の出稼ぎは依然として多い。萱野茂は、自分の少年時代に見た父たちの出稼ぎについて次のように述べている。

昭和十三、四年ごろは、春になると千島のほうへ日魯漁業の漁夫として雇われて行きました。二月の末か三月初、親方が支度金（前金）と称して、五十円とか百円を置いてゆく。父はその金を飲み食いして使ってしまう、雪が消えた五月になると千島へ出発するのです。九月末には帰ってきましたが、それほどのお金を持ち帰った様子はありません。

その当時、この種の仕事にかなりの数のアイヌが募集されていったものです。冬から春先にかけて、一番お金の困っている時期に、前金をちらつかせて募集されていたようです。時代は変わって多少の給料はもらったにせよ、祖父たちが厚岸に奴隷として連れられていったことと大差がなかったのではないのでしょうか。⁽⁴²⁾

こう記した萱野自身、尋常小学校を卒業してすぐに、5人の同級生とともに造林人夫に雇われ山に入っている⁽⁴³⁾。

疾病や衛生の問題も重大である。政府・道庁はその対策として、1919年に「北海道旧土人保護法」の一部を改正（3月25日、法律第6号）してアイヌ民族が多数居住する地域に庁立「土人病院」を設置し、「土人病院」を設置しない地域では既設の病院を「土人救療所」に嘱託した。あわせて「土人救療規程」（1923年6月23日、北海道庁令第103号）を制定し、それらの施設での「救療費」（薬価、入院料、手術料等）を公費から支給することとしている⁽⁴⁴⁾。しかしながら、「土人病院」は道内4箇所（荷葉〔平取〕、静内、白老、浦河）のみに設置したに過ぎず⁽⁴⁵⁾、「土人救療所」こそ全道で123箇所に委嘱したものの、特に山あいのコタンの存在を考えれば、必ずしもコタンの近傍に「土人救療所」が確保されたとは考えがたい。「土人救療規程」は医師の往診も可能であると定めてはいるが、当時の通信・交通手段のもとで果たしてどの程度有効であったか疑わしい。また治療費等の給与を受けるためには、「市町村長警察官吏又ハ土人保導委員ニ申出」たうえで「救療券」の交付を受けなくてはならないという煩雑な手続きが必要であって、しかも「救療券」の有効期間は交付したその月限りであり、翌月にまたがる場合は改めて交付を受けねばならない（「土人救療規程」第2、3条）。『北海道庁統計書』によれば、1925年における人口1万人あたりの結核死亡者数は、シャモが12.5名であるのに対しアイヌは45.9人と依然として高い。

以上みたような生活状態は、アイヌの種々の活動にも影響を及ぼしている。

解平社の発会式は11月であったが、それは「多くの部落民が出かせぎから帰り再び冬期の狩猟に行く前」の時期に設定したからであるという⁽⁴⁶⁾。『コタン』創刊号の巻末「編輯余録」は、「本誌は茶話誌第五号として刊行するつもりであったが会員の殆ど全部が樺太へ出稼ぎ中なのでこれを凸天（中里篤治の筆名——筆写注）、北斗の二人で『コタン』として出しました」「中里篤治は病床に臥しています」と記している⁽⁴⁷⁾。違星もまた、出稼ぎや日雇いや行商によって生計を支え26歳で病のため夭折しており、こと暮らしと疾病の問題に関しては同時代のアイヌの例外とは言えない。旭川の荒井源次郎らは、給与地問題に関する政府・道庁への要請行動のため幾度か札幌や東京へ出掛けているが、日常の暮らしも楽ではない中で、かかる活動の資金の捻出は相当な困難であったろう。下記の荒井の日誌からも、その様子をうかがうことができる。

（1932年6月——筆者注）十八日（土）

運動資金捻出ノ一策トシテ浅草商店組合長ヲ訪問露店敷地借上ノ件交渉。一坪借用方了解。

十九日（日）

砂沢ベラモンコロ、荒井ミチノ二人ハ浅草観音堂参拝客ヲ目当ニ露店ニテアイヌ細工製作実演販売ヲ試ミタルモ、期待外レノ悪イ成績デアッタ⁽⁴⁸⁾

本稿で取り上げた種々の組織について、機関誌の刊行などの活発な動きこそ見られるものの、定期的な会合の継続などはチン青年団のような青年団組織を除けば少なくとも資料上ではあまり確認できないが、これにかかるコタンの状況に規定されていたと見なければならない。またこのことから逆に、かかる状況の下でも種々の活動を持続させたアイヌ民族の意志の根強さをうかがうべきであろう。

③ アイヌ民族によるアイヌ教育批判とその特徴

日本社会に対するアイヌ民族の主張は、シャモによる偏見やアイヌの「能力」「劣等」を理由にした差別制度に対する批判を基軸としていたから、「民度」を理由にアイヌ民族を差別したアイヌ教育制度、なかなしくシャモによる見せ物扱いを蒙る特設アイヌ学校は、強い批判の対象であった。上記の機関誌や投稿などの論説の中で教育の問題に言及していないものは皆無であるといつてよい。

ただ、こうした論者による差別批判が、アイヌにもシャモと同様に「能力」——しかもその中身は、日本社会における「学力」「勤勉」などの枠組みに縛られる——があることを示すという方向に傾斜しがちであったことは指摘しておかねばならない。アイヌ民族の「能力」がシャモと「対等」であると主張するさい、中等教育以上の階梯への進学者の存在なかなしくその「成績」の「優秀」さを挙げる議論は少なくない。上述した活動の担い手たちは、中には森竹のように当時の多くのアイヌ児童と同様実質的には2、3年程度尋常小学校に通ったのみの者もいる⁽⁴⁹⁾ものの、概ね当時のアイヌの中では（あくまで比較的にはあるが）高い「学歴」を有していたと見てよい⁽⁵⁰⁾ことも、かかる議論の傾向と関わっているだろう。

このような議論は論者たち自身をも縛っている。例えば森竹竹市は、駅の貨物掛（鉄道局の雇員という安定した収入を得る職業に従事し得たアイヌは当時きわめて稀であった）をつとめる自分のことを、次のように語っている。

……鉄道界に入り爾来年を閲する事十有六年——殺伐な事のみを生業とするアイヌ民族に果して綿密なる事務的才能ありや否や——社会より課せられた此の？に応ふべく努力し雇員試験にパスし鉄道教習所にも入所して現在は鉄道業務の中堅たる貨物掛を拝命——一万五千有余の同族の為に『彼等も使へばどんな処にでも使へる民族である』といふ事実を世に示して居る者であります⁽⁵¹⁾。

ここからうかがえるのは、森竹にとって、自分が試験や教習所といった関門をくぐることは、アイヌ民族もシャモと同等に「使へる」ことを「示す」ためのものでもあること、それも「同族の為に」という自負を伴っていることである。ただしもちろん、その背後にはアイヌを包囲するシャモの蔑視が存在していたのであって、上の文章からも、彼の自負が、シャモによる「殺伐な事のみを生業とするアイヌ民族」という「未開」「野蛮」イメージを強く意識しそれを払拭せんとすることに由来していることを読み取れる。

そもそも、上述した機関誌や著作はすべて日本語によるものであり、日本語やそれによる詩歌などの文芸表現を駆使し得る者のみが、かかる言論活動の表面に現われたのだと言ってよい⁽⁵²⁾。従って、具体的な把握はこの時期のコタンの状況についてのより詳細な実態分析によらねばならないものの、かかる論者たちは当時のアイヌ社会の中ではあくまで限られた存在だったのである。

そして、日本語の獲得はアイヌ語・アイヌ文化伝承の「断念」と深く結びついていた⁽⁵³⁾がゆえに、同時代のアイヌ民族の中でもとりわけこれらの論者の考えは、いわゆる伝統的なアイヌ文化とは容易には両立しがたいことを述べておかねばならない。例えば貝沢藤蔵『アイヌの叫び』は、「近時若きアイヌ人の自覚に依って迷信的な風習が次第に薄れて来しました」（圈点筆者）と述べ⁽⁵⁴⁾、民族固有の信仰と儀式の破壊を肯定するかのごとくである。若くして北海道アイヌ協会の活動に加わった貝沢正は、「早くシャモ化していく子供がほめられて得意になっていた」少年

時代からの自分の歩みを回想し、青年時代に夜学に通い学ぶなかで「結論として『宗教は阿片だ』と説いた学者の意見が正しいと思うようになった。そのことは、アイヌの信仰である天地自然すべてが神だという宗教観に不信をもつことにつながった」⁽⁵⁵⁾と述べ、いわゆる近代的な学問を身につけることが伝統的なアイヌ文化との乖離をもたらしたと示唆している。辺泥和郎の回想によれば、知里幸恵『アイヌ神謡集』が世に出たとき、「アイヌでも、これだけの本をかけるのだ、とずいぶん元気づけられた」反面、「いまさら、こんなものをかかなくても」と感じたアイヌもいたという⁽⁵⁶⁾。

しかし単純に伝統的なアイヌ文化を排しているのではない点が、シャモとの大きな相違であり、アイヌが譲ることのできない民族の誇りを持っていることの表れである。川村才登は、イオマンテが「熊は神様にお使いを受けて我々に肉を与えて呉れる」という信仰に基づいていることを説き、シャモによる「残酷」「野蛮」イメージを批判する。同時に「若し之が残酷であるならば牛馬を働けるだけ働かせて働けなくなると屠殺場で殺し其肉を全国民が食って居る事は残酷とは言へないであろうか」と文化を相対化させた視点を示す⁽⁵⁷⁾のである。

これらの活動がアイヌ社会から孤立していなかったこともまた確かである。解平社の結成を伝える新聞記事は、日本農民党加盟という行動をとったアイヌの数を「約二百名」「近く二百名位また加盟するはず」と報じている。また、札幌鉄道管理局が白老駅やその付近に設置した「アイヌ部落」表記した掲示板に対して「見せ物扱いすることは侮辱も甚だし」と抗議したのは、「白老村部落民代表森竹竹市郎外十三名」(署名)⁽⁵⁸⁾であったという。活動の中心的な位置にあった者たち以外がどの程度の関わりを持ちえたのかは不明だが、活動に参加し或いは支持するアイヌの広がりを見推測することはできる。

④ 為政者ないし周囲のシャモの眼

最後に、ではこのようなアイヌ民族の動向を、為政者を始めとする周囲のシャモはどのように見ていたのかということを検討しておきたい。

〈公安当局〉

この時期のアイヌの活動は、公安当局による監視の対象となるに至っている。公安関係の官庁文書資料の系統的な検索は筆者の今後の課題であるが、それでも、次のような事例を挙げることはできる。アイヌ伝道団の機関誌『ウタリグス』によれば、同誌7号掲載の片平野風による文章が内務省警保局から注意を受けたという⁽⁵⁹⁾。前述した森竹による「全道ウタリに諮る」に対しては、特高警察が彼の周辺を調べはじめたといひ⁽⁶⁰⁾、荒井源次郎の回想によれば、荒井たちの活動には特高の尾行や捜査がついてまわったほか、近文コタンの農事指導員は警察の退職者でコタンの思想調査を行っていたという⁽⁶¹⁾。また堅田精司の調査によれば、平取の貝沢久之助は1927年当時、「普通要注意人」として当局にマークされている⁽⁶²⁾。

公安当局の警戒は、アイヌの動向のどのような点に向けられていたのだろうか。シャモの社会運動とりわけ水平運動や労農運動がアイヌ民族の問題に接近していったことはその要素の一つだろう。行政当局と明瞭な対立関係にあった旭川のアイヌの活動が当局者の警戒の対象となったことも容易に想像できる。『ウタリグス』とアイヌ伝道団とは、パチェラーという外国人宣教師の影響下にあるという理由で監視の対象になっていたとも考えられる。

それにしても、森竹の文章や『ウタリグス』の文章の内容は、いわゆる体制批判や社会主義へ

の関心を中心に述べたようなものでは決していない。貝沢久之助も、管見の限り当局のマークを受けそうな活動は、1926年8月に長崎で開催される「亜細亜民族大会」に「アイヌ代表」12名を出席させるよう道庁に経費の支給を要請していることや、『ウタリグス』に執筆している⁽⁶³⁾程度である。その他に筆者の知る彼の経歴は、在郷軍人会平取分会の発足に参加しアイヌでただ一人の理事となったことや、二風谷青年団長を務めたこと、『蝦夷の光』に論考を寄せていることなどであり、そこにとりたてて体制側との対立関係を見ることはできない。にもかかわらず、これらの文章や活動が当局者の注意を惹いたとすれば、それは恐らく次のような部分であろう。

我々が近文のウタリを支援し激励して初期の目的を達成せしむる事は、同族としての責務であると同時に、其れに依つて我等の前途にも希望の光を投げ与へられるのである事を知らなければなりません。……今迄も各地に之（近文の給与地問題を指す——筆者注）に類似せる問題があり、今後又起ることであらうと思ひます。其時は、全道ウタリが相呼応し一致団結して子孫の為に百年の大計を樹てる覚悟がなければなりません。（森竹）⁽⁶⁴⁾

旧土人保護法に年額二万五千円の吾等の為めの経済的保護は何等意義あるものではありません、精神的自由の世界に吾等の生活向上、日本民族の一員として世界人の一員としての生存を意義あらしむべき方法はあらうと思ひます……私は今回の大会が如何なる意義を有するものかアイヌ族の一員として大きな眼を見開いて監視したい。（貝沢）⁽⁶⁵⁾

これらに共通するのは、アイヌ民族としてのまとまりや自覚の必要を訴える議論であり、その主張が時には既往の「保護」政策の枠を越える可能性を持っていることである。公安当局の警戒は、かかる「民族意識」にこそ向けられていたと見るべきだろう。

司法当局者による調査報告『アイヌの犯罪に就て』は、アイヌによる「犯罪」の「被害者方面を觀るに其の全部が内地人であると云つても過言でない」ことに着目し、その主因を「彼等は自ら敗残の民族と觀念して内地人の生活を羨望する風ある為と、一面には彼等に同族を傷けざらんとする民族意識がある為であらう」と推測している⁽⁶⁶⁾。「羨望」とは、不当にして強固な支配と差別に対する批判のことだと読み換えることができる。言論活動と「窃盗」等の「犯罪」とではいささか性格を異にする問題ではあるが、当局者は敏感にも、そのどちら対してもアイヌの「民族意識」の存在を見いだしていたのである。

〈「保護」政策担当者とその周辺〉

同じ為政者サイドにあっても、公安当局と、道庁内務部の系列にあってアイヌ「保護」政策を担当する者たちとで、アイヌ民族についての対応の差異を見ることができる。

すなわち、道庁内務部の役人らは、旭川のアイヌの活動には「同族の急進分子」⁽⁶⁷⁾とのレッテルを貼り距離を置く一方、旭明社や北海道アイヌ協会の設立に積極的に関与したことに見られるように、これらの組織の担い手となったアイヌを「先覚者」として遇し、「弊習改善」「自己修養」の「模範」だと位置付けていた。森竹の『北海道社会事業』誌上の文章（前出）も、喜多章明の仲介により道庁社会課が「本誌に是非ウタリに関する記事を寄稿する様に」と森竹に勧めたものであるし、貝沢藤蔵『アイヌの叫び』の「序」は喜多章明が執筆している。

とはいえこれらの役人たちが、「先覚者」だと認定したアイヌに全幅の信頼を寄せていたとか、対等な関係を結んでいたとかいうのでは決していない。筆者は、シャモの側に一種の指導者意識が

存在し続けていたと考えている。

北海道ウタリ協会機関誌『蝦夷の光』1, 2号は巻末に「道内アイヌの人物評伝」の類を掲げ、4号は「ウタリ人物紹介」に終始している。この欄の著者は喜多章明であり、その内容は「紹介」というよりはむしろ人物批評である。そこには確かに「雄弁家」「寡言黙行の実際家」といった称賛の辞なども見られるとはいえ、多くの文章が「大いに自重自愛せよ」などの言葉で締め括られている点に、自らをアイヌ民族に対する指導者的立場に擬している喜多の意識をうかがうことができる。

このような意識は、アイヌ民族と関わりを持ったシャモの知識人の多くに共通していたと見てよい。この時期いわゆるアイヌ研究者としても名を馳せていた喜田貞吉は、森竹に宛てた書簡の中で、「君にアイヌの伝説なり歌謡なりを調べて貰ふ」ことを依頼している⁽⁶⁸⁾が、そこには「是まで相当物になると思ふものでも、皆酒の為にだめになります」「君自身がアイヌの最後を飾る人としての十分の覚悟を以つて、自重して下さい」といった文章を見ることができる。いわゆるアイヌ滅亡史観とともに、喜田らシャモの側がアイヌの「最後を飾る人」の“資格”を云々する姿勢がうかがえ、しかも書簡の文面を見るかぎり喜田はこの自分の姿勢を疑ってはいないようである。

もとよりアイヌの意識は、かかる被保護、被指導の立場に自らをとどめるものでは決してなかった。そしてアイヌがシャモたちの「指導」の枠を越えたとき、或いは越えかねない可能性を顕著にしたとき、シャモは指導者意識を一転させ、警戒感や嫌悪を示すのである。

例えば帯広の伏根弘三は、1926年4月に啓明会の仲介で東京で講演を行い、「保護法に対する希望等」を語ったが、翌日、講演の幹旋者のひとりであった柳田国男から、「伏根は保護を受けてゐる身分で、ああいふのは不都合だ、それは吾々のいふべき処であると警告」を受けたという⁽⁶⁹⁾。柳田の「警告」は、アイヌ民族をあくまで被保護者の地位に置き、アイヌがその“分限”にとどまっているときにのみ寛容さを示すという、多くのシャモの意識を物語っているのではないだろうか。

また新平賀尋常小学校の教員高橋直平は、アイヌ民族による言論活動を評して「多年伝統的に圧迫と軽侮とに苦められる所であつたので、社会紛糾に暗示せられ、青年基督教徒によつて反発せられ、大宗主ジョン・パチェラー博士を盟主と仰ぎ、『平等権利獲得』『差別待遇撤廃』等を叫んで一大運動を起した。」と論じている⁽⁷⁰⁾。ここに見られるのは、アイヌ民族の活動を専ら「社会紛糾」（高橋の文章の前後から判断すれば、それは当時の「思想問題」などを指す）の影響とキリスト教伝道者の指導によるものと見做す捉え方である。アイヌの活動を専ら他からの「影響」「指導」の所産とみる点には、アイヌ民族の主体性を低く見做す発想がうかがえる。

知里真志保に会った喜多章明は、彼を評して「直観よりすれば、若人としては少しく陰鬱の嫌ひなきか？望むらくは将来断然として種族的意識を去り……」⁽⁷¹⁾と述べている。知里の「一高で、真志保を『包囲』したエリートたちのなかに、アイヌを『パチルス』にした社会と歴史を、彼は見ていたかもしれない」⁽⁷²⁾という側面は、喜多の目には捨て去るべき「種族的意識」と映ったのである。

伝統文化の破壊を否定せず学校教育の必要を主張するという限りにおいては、アイヌ民族と為政者との間に齟齬はないかのごとくである。しかしながら、アイヌ民族の要求は自分たちの生存の希求と譲ることのできない民族の誇りに根ざしているがゆえに、いかに政策動向との接近を見せようとも根底では乖離を来たさざるを得ない。為政者もまたこの点を、立場による程度の差こ

そあれ、敏感に察知していた。この時期のアイヌ政策の展開とアイヌ民族の動向とには、かかる拮抗点が秘められていると措定しておきたい。

その他に、この時期のアイヌ民族の動向に対するシャモの見方の特徴として次の2つの事柄を指摘しておきたい。

一つは、水平運動などとの関わりでアイヌ民族に関心を示すシャモが少なくなかったらしいことである。『北海タイムス』紙上には、「此頃白老コタンを見に来る人が口を揃へてアイヌにもこの水平運動に似寄ったことはないかと聞く……」⁽⁷³⁾という記事を見ることができる。旭明社や解平社の創立を報じる記事にも、冒頭で水平運動のことに触れ、それとの対比或いは相似としてアイヌの活動を紹介するものが少なくない。

いま一つ、「差別撤廃」を叫ぶアイヌ民族の言論が、新聞・雑誌などにたとえ僅かではあれ登場してきたことに対して、とりわけ周囲のシャモは、ある種の脅威と、これと表裏をなす一層の蔑視と敵意とを抱いたのではないだろうか。白老の「土人病院」院長高橋房次が「従来の例によるも北海道旧土人にして此の階級意識を潜在的に意識して四海同胞と衷協力の風を阻害せんとせしことを恐れたる」⁽⁷⁴⁾と述べたことや、『三石町史』が特設アイヌ学校であった辺訪尋常小学校の廃止（1922年）の理由の一つに「その分立は……土人の城郭を新に設け両者の感情の対立を激化させるようなものであった」ことを挙げている⁽⁷⁵⁾のは、専らアイヌの側の「意識」を問題にしているが、それは周囲のシャモにも一種の敵愾心が形成されている状態を示唆してはいないだろうか。

そして筆者は、前者の如き関心を持った者は主として本州以南の、日常的にアイヌ民族に接することが希であったシャモであり、後者のような蔑視や敵意は主として道内の、それもアイヌ民族が居住する地域のシャモに多かったろうと推察する。これらに、この時期いわゆる観光旅行の増加にともなう「アイヌ観光」の成立⁽⁷⁶⁾などを媒介として、「原始民族」「滅びゆく貴重な民族」というイメージが多くのシャモに定着していったろうことを併せれば、シャモのアイヌ観の分布図が概ね今日に通じるものになったことを確認できよう。

— I 註 —

- (1) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」, 262～263頁。
- (2) 「遼星北斗略年譜」『遼星北斗遺稿 コタン』, 草風館, 1984年。遼星北斗については、同書のほか山田伸一「遼星北斗の思想とその行動」(京都大学文学部卒業論文: 未公開, 1992年)を参照した。また吉田菊太郎の関歴については小助川勝義「吉田菊太郎の略歴」(『吉田菊太郎資料目録』I, 幕別町教育委員会, 1992年)を参照した。
- (3) 「更生の意気に燃えて 日高のウタリ一いつ」『北海タイムス』1935年1月8日付朝刊。
- (4) 「十勝アイヌの痛烈なる叫び」『北海タイムス』1927年5月10日付。
- (5) 同前および喜多章明『旭明社五十年史』, 1967年(喜多『アイヌ沿革誌』, 北海道出版企画センター, 1987年)を参照。なお、『旭明社五十年史』は同社の設立を1922年とし(『北海タイムス』記事など多くは1927年5月8日), その際の参加者名や規約を掲載しているが、今のところこの記述の確認ができないことと、同書の絵写真「旭明社設立代表者」も1927年5月8日の設立集会のものであることから、さしあたり本稿では設立年を1927年とした。
- (6) 近文の給与地問題については今回はまとまった検討を及ばせなかった。さしあたり荒井源次郎『アイヌ

- の叫び】(北海道出版企画センター, 1984年), 竹ヶ原幸朗「解平社の創立とアイヌ解放運動」(『解放教育』1992年3月)などを参照。
- (7) 前掲荒井源次郎『アイヌの叫び』参照。また近文アイヌの運動を報じた『北海タイムス』記事(「上京のアイヌ代表当路へ膝づめ談判」, 1932年6月11日付朝刊)は, 荒井を「旧土人保護法撤廃同盟全道委員長」と紹介している。
- (8) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」, 246～248頁。
- (9) 『蝦夷の光』は4号までの発行を確認できるが, 実質的に機関誌としての機能を持っているのは3号までである。創刊号の発行日付は1930年11月5日, 第2号は1931年3月1日, 第3号は1931年8月1日。第1号の編集人は喜多章明, 第2, 3号の編輯兼発行人は吉田菊太郎である。第4号は『蝦夷地民話 えかしは語る』(喜多章明著, 北海道アイヌ協会, 1933年1月)の「付録」として刊行されている。なお, 喜多章明は1930年4月に河西支庁から道庁内務部社会課に異動している。
- (10) 前掲「十勝アイヌの痛烈なる叫び」。
- (11) 富田虎男「北海道旧土人保護法とドーズ法——ジョン・パチエラー, 白仁武, パラピタ, サンロッチー——」『札幌学院大学人文学会紀要』48号, 1990年12月, 10頁以下を参照。
- (12) 『コタン』創刊号, 1927年8月, 前掲『遼星北斗遺稿 コタン』所収, 109～110頁。ただしこの『生活』が発行されたことは確認できない。
- (13) 前掲「更生の意気に燃えて 日高のウタリー起つ」。
- (14) 『蝦夷の光』2号, 6頁。
- (15) 森竹竹市「解平運動」『北海タイムス』1926年12月2日付。
- (16) 川村才登「一アイヌの手記」1934年12月14, 16, 18, 19日付朝刊。また同年9月20付同紙朝刊は, 彼が「真に自分達の生活を理解」させるべく札幌の小学校, 中等学校で講演を行なっている旨を報じている。
- (17) 『アイヌ新聞』2号, 1946年3月11日(北海道立図書館北方資料室所蔵。本稿では『近代民衆の記録 5 アイヌ』新人物往来社, 1972年, による。255頁)。
- (18) 森竹竹市「全道ウタリに諮る」, 1934年2月(『レラコラチ 森竹竹市遺稿集』, えぞや, 1977年, 所収, 68～69頁)。
- (19) 知里幸恵が, 豊栄尋常小学校創立十周年記念式典の際同窓生代表として祝辞を読んだようであること, 救世軍の近文コタンでの活動にクリスチャンとして共鳴を示していたこと, コタンの同世代や年少の者からよく慕われていたこと, などについて藤本英夫『銀のしずく降る降る 知里幸恵の生涯』, 草風館, 1991年, 参照。
- (20) 1922年7月8日の日記。『知里幸恵遺稿 銀のしずく』, 草風館, 1984年, 172～173頁。
- (21) 解平社については前掲竹ヶ原幸朗「解平社の創立とアイヌ解放運動」によるところが大きい。日本農民党は1926年10月17日, 日本農民組合から分立して結成。なお解平社結成時に同党に加盟したアイヌの人数については, 「アイヌ人解放のために解平社の創立」(『同愛』38号, 1926年11月)では4名, 「圧迫から奮起して アイヌ族の解放運動」(『東京朝日新聞』1926年10月23日付朝刊)では20名, 「アイヌ部落に流れ込む新思想」(『小樽新聞』1926年10月28日付朝刊)では2名, と相違がある。
- (22) 前掲川村才登「一アイヌの手記」, 『北海タイムス』1934年12月19日付朝刊。
- (23) 前掲森竹竹市「解平運動」。森竹が引いたのは, 全国水平社創立大会における決議綱領のなかの, 「我等は人間性の原理に覚醒し人類最高の原理に向って突進す」の部分であろう。
- (24) 伊波普猷「目覚めつつあるアイヌ種族」, 『伊波普猷全集』11巻, 平凡社, 1976年, 所収, 307頁。
- (25) アイヌ民族の現在と未来を考える会編『明日を創るアイヌ民族』, 未来社, 1988年, 205頁。

- (26) 前掲「アイヌ人解放のために解平社の創立」,「新たに旭明社を組織して アイヌ族の覚醒運動」(『融和運動』17号,1927年6月1日,京都大学経済学部上野文庫所蔵)。
- (27) 『近代日本とアイヌ民族』,大阪人権歴史資料館,1993年,70頁。またこの点については谷口修太郎氏からの教示を得た。
- (28) 『幕別町史』(1967年),『白老町史』(1975年),『アヌタリアイヌ』6・7合併号(1974年1月),『鵲川町史』(1968年),による。また,前掲川村才登「一アイヌの手記」は,1934年当時アイヌの町会議員が2名,村会議員が7名いると述べている。
- (29) 「かきやくアイヌ 二人も村会議員に当選」『北海タイムス』1933年6月7日付朝刊。
- (30) 清水昭典「北海道における地方制度の成立と変遷」(『北海道の研究5 近現代編Ⅰ』,清文堂,1983年)87~96頁を参照した。
- (31) いわゆる普通選挙制度の施行をアイヌ民族がどのように受けとめたのかということについて,今のところ筆者にはまとまった結論を示すことはできない。厳しい暮らしを強いられていた多くのアイヌにとって,選挙権を獲得したとはいえ国政選挙は縁遠いものだという側面はあったろうし,候補者や議員たちが“少数者”アイヌ民族の問題には殆ど関心を寄せなかったことも確かだろう。
- それでも,二風谷コタンに育った貝沢正によれば,父・与次郎は普選の実施を喜び衆議院議員選挙では手代木隆吉を支援し「期待をかけて選挙の度に走り回っ」ていたという(貝沢正「アイヌと選挙」『先駆者の集い』21,北海道ウタリ協会,1979年5月。この貝沢の文章は示唆に富む)。このほかに,アイヌ民族の問題に関わっていった衆議院議員として,議会で旭川の給与地問題を取り上げた坂東幸太郎らや,上述の松本治一郎などを挙げることができるが,具体的な解明は今後の課題である。
- (32) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」,205~213頁。
- (33) 『北海道旧土人概況』,北海道庁,1926年,99頁。1917年の調査では,順に約53%,約13%,約27%であった(『旧土人に関する調査』,北海道庁,1919年)。
- (34) 同前,116~117頁。
- (35) 同前,131~135頁。
- (36) かかる「未開墾地」の存在について道庁は,アイヌが「性概ね放縦」であるかのように述べているが,給与地が居住地から遠く離れていたり,実質的には開墾がきわめて困難であるなどの理由が多いのではないか。
- (37) 「互助組合」の設立経過については,同前,131~135頁,「土人保護救済会議」(『北海タイムス』1923年7月27,28日付)および『北海道旧土人保護沿革史』(北海道庁,1934年)239~241頁を参照した。
- (38) 喜多章明「旧土人保護法とともに五十年」(前掲喜多章明『アイヌ沿革誌』所収。初出は『コタンの痕跡』,旭川人権擁護委員連合会,1971年),178頁。喜多のいう「二重三重」の賃貸とは,先に引用した給与地調査が示すような,幾人ものシャモがひとりのアイヌを「籠絡」した結果だと考える。
- (39) 『北海道旧土人概況』,北海道庁学務部社会課,1936年,44~45頁。
- (40) 同前,23~25頁。
- (41) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」,205頁。
- (42) 萱野茂『アイヌの碑』,朝日文庫,1990年,85頁。単行本は1980年,朝日新聞社。
- (43) 同前,92~93頁。なお,『自明治二十五年至昭和二十一年 学校沿革誌(一) 二風谷尋常小学校』(二風谷小学校所蔵)によれば,萱野が卒業した1939年の二風谷尋常小学校の卒業生は15名,うちアイヌの男子が5名であり,造林人夫となったのはこの5名であろうと推察する。
- (44) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」,206~207頁。なお,「土

人救療規程」は1931年4月20日「北海道旧土人保護法施行細則」全面改正（北海道庁令第21号）にともない廃止されている。

- (45) 1919年「北海道旧土人保護法」改正時に帝国議会で政府委員を務めた道庁長官俵孫一は、「土人病院」の設置計画を次のように語っている。「広サ三四方里内ニ、土人ノ人口一千ヲ有スル地方、又ハ一千人ト云フ数ニハ当リマセヌデモ、是ニ準ズベキ箇所ニハ一ノ病院ヲ造ツテヤツテ、……モウツハ人口百人以上一千人未滿ノ此集団ノ地方ニハ、是ニ對シテ嘱託医ヲ置キ……病院ノ箇所ハマダ能ク決ツテ居リマセヌ……先ツ五箇所許リ作ル積リデス、其場所ハ日高地方ニ三箇所、胆振地方ニ二箇所……」（『第四十一回帝國議會衆議院 北海道旧土人保護法中改正法律案委員會議録（速記）』第2回、1919年2月5日）。
- (46) 前掲「圧迫から奮起して アイヌ族解放の運動」『東京朝日新聞』。
- (47) 前掲『遑星北斗遺稿 コタン』、129頁。
- (48) 荒井源次郎「近文アイヌ地返還運動上京日誌」、前掲荒井源次郎『アイヌの叫び』282頁。荒井夫妻の暮らしが容易でなかったことについては、同書276～277頁などを参照。
- (49) 森竹竹市「ウタリーへの一考察」『北海道社会事業』28号、1934年8月、39頁。
- (50) 例えば吉田菊太郎は高等小学校卒、荒井源次郎は高等小学校を経て旭川商工補習学校を卒業している。
- (51) 前掲森竹竹市「ウタリーへの一考察」、39頁。前掲『レラコラチ』巻末所載の「森竹竹市年譜」によれば、森竹は1919年に白老の駅夫となり、1923年に札幌鉄道局雇員採用試験合格、1928年には同局教修所専修部車掌科を修了、1934年当時は静内駅の貨物掛を務めていた。
- (52) シャモの支配に対する痛切にしている確な批判や不満の表明や、アイヌ相互の語り合いなどは、アイヌ社会に広範に存在した（その中には当然、アイヌ語によるものも相当に含まれる筈である）に相違ないのだが、今の筆者にはこれらをまとめた形で取り出し検討することができない。止むを得ず検討の基軸を本文に述べる言論活動に絞る所以である。
- (53) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」、258～262頁。
- (54) 貝沢藤蔵『アイヌの叫び』、1931年、前掲『近代民衆の記録5 アイヌ』所収、386頁。
- (55) 貝沢正「母のこと」『くさのかぜ 草風館だより』23号、1986年6月。貝沢正の通った夜学と、彼がそこから受けた影響については「アイヌ教育史——教育史学会コロキウム『アイヌ教育史』の記録——」『北海道大学教育学部紀要』51号、1988年3月などを参照。
- (56) 前掲藤本英夫『銀のしづく降る降る 知里幸恵の生涯』、196頁。
- (57) 前掲川村才登「一アイヌの手記」。
- (58) 「アイヌ人を見せ物視… 以ての外」『北海タイムス』1936年4月26日付朝刊。
- (59) 片平野風「本誌創刊の一周年を迎えて」『ウタリグス』8号、1921年12月、北海道立文書館所蔵。本資料については前掲藤本英夫『銀のしづく降る降るまわりに 知里幸恵の生涯』、196～198頁より教示を得た。アイヌ伝道団はジョン・パチェラーの教えを受けたアイヌのキリスト教伝道師による組織である。このようなパチェラーらの活動についてのまとめた考察は他日を期したい。
- (60) 前掲『アスタリアイヌ』6・7合併号。
- (61) 前掲荒井源次郎『アイヌの叫び』84、255頁ほか。
- (62) 堅田精司『北海道社会運動家名簿仮目録』、私家版、1973年、46頁。
- (63) 「アジア大会にアイヌ族を代表して」『北海タイムス』1926年7月26日付および前掲『ウタリグス』。ただし管見の限りでは久之助たちが「アジア大会」に参加したことを確認できない。
- (64) 前掲森竹竹市「全道ウタリに語る」。
- (65) 前掲「アジア民族大会にアイヌ族を代表して」。引用部分は記者による貝沢の談の筆記である。

- (66) 鈴木勇七『アイヌの犯罪に就て』司法研究第18輯報告書集10, 司法省調査課, 1933年, 129~130頁。
- (67) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』は、特に近文のアイヌを指してではないが、「北海道旧土人保護法」の撤廃を主張するアイヌをこう呼んでいる。また喜多章明は「同族青年中保護法の撤廃を叫ぶ者があるが、私は斯る人の心が知れない」とも述べている（『土人保護の沿革と保護法』『北海道社会事業』15号, 1933年7月, 26頁）。他方、例えば1932年4月に開催された近文アイヌの「部落民大会」は、道庁社会課などに「認識不足」を抗議する旨決議している（『近文部落のその後』『北海タイムス』1932年4月21日付朝刊）。
- (68) 喜田貞吉より森竹竹市宛て1929年11月5日付書簡。前掲『レラコラチ 森竹竹市遺稿集』所収, 109~112頁。
- (69) 『吉田巖日記』第14（帯広叢書33）, 帯広市教育委員会, 1992年, 58頁。吉田巖『日新随筆』（帯広市社会教育叢書2）, 帯広市教育委員会, 1956年, 50頁, も参照。なお、財団法人啓明会がこの時期「アイヌ調査事業」に着手していたことについては、さしあたり河野本道『アイヌ史資料集』の選者としてアイヌ史編纂のために（『アイヌ史資料集』第二期, 北海道出版企画センター, 1983年）を参照。
- (70) 高橋直平『新平賀郷土誌稿』, 1931年, 北海道立図書館北方資料室所蔵。
- (71) 「蝦夷の光」第4号, 98頁。
- (72) 知里の一高時代の日記。藤本英夫『知里真志保の生涯』, 新潮社, 1982年, 99頁, より重引。
- (73) 「水平運動と白老のコタンを訪ふ人々へ」『北海タイムス』1923年5月5日付。ただしこの記事は、引用部分の後の部分で、アイヌには「其気力さへない」と述べ、アイヌ民族に「かの水平運動の如きものが起こり得ると考へるものがあれば、夫は大なる謬想」と結んでいる。記事には「たけ」と筆名があるものの、著者は不明である。
- (74) 高橋房次「特殊療養所に土人療養に就きて」『北海道社会事業』19号, 1933年11月, 9頁。
- (75) 『三石町史』, 1971年, 216頁。
- (76) 「成立」という表現には留保が必要だろうが、白老コタンへの来訪者は1919年頃から「にわかになにその数を増し」たとの指摘（『白老町史』, 1975年, 708頁）や、旭川区役所の調査による豊栄尋常小学校の来訪者数の職業別統計を見ても、1917年頃からの増加なかならず恐らく一般の観光客を含むであろう「其他」の人数の増加が著しいこと（『旭川市史稿』下, 1931年, 194~195頁）などを、そのめやすに出来よう。

Ⅱ 「旧土人児童教育規程」の廃止

(1) 特設アイヌ学校の一部廃止と「旧土人児童教育規程」の廃止

1919年から22年にかけて、北海道庁はそれまで21校あった特設アイヌ学校のうち、一挙に平取、井目戸、元神部、虻田第二、有珠第二、遠佛、芽室太、辺訪の8校を廃止し、公立に移管するかまたは公立小学校に統合した。旭川市も1922年度末を以て豊栄尋常小学校を廃止している。[表2]は各特設アイヌ学校の廃止の状況を概観したものである。元室蘭（1917年廃止）までの3校はアイヌ人口の減少などを廃止の理由としていたのに対し、1919年以降は学校の統合・移管そのものを目的としている点で異なっている。

そして1922年4月16日、道庁は第2次「旧土人児童教育規程」を廃止した（北海道庁令第46号）。これにより1922年度からアイヌ児童の修業年限はシャモと同様に6箇年、就学年令も同じく6歳となり、教科目にも地理、日本歴史、理科、図画が加わった。これと前後して、同月11日にはアイヌ児童の「委託教育」制度などを定めた訓令「旧土人教育施設ニ関スル件」を廃止（北海道庁

〔表2〕 特設アイヌ学校廃止経過一覧（1936年以前）

学 校 名	廃止年	廃 止 以 後 の 経 過	出 典
ライサツ 来札	1907	樺太アイヌが帰郷したため1906年休校、この年廃止	北海タイムス
向別	1910	3月32日、向別村が浦河町と合併したため公立に移管	浦河町史
元室蘭	1917	4月30日、アイヌ児童数減少のため公立に移管。1947年に本室蘭に改称	赤松復命書、新室蘭市史
いもっぺ 井目戸	1919	3月廃止、生徒は鶴川尋常小学校へ。1922年に井目戸特別教授設置、1944年に宮戸に改称	鶴川町史
平取	1919	3月31日廃止、生徒は第一平取尋常高等小学校へ。同校は5月14日平取尋常高等小学校と改称	第一平取尋常高等小学校沿革誌
元神部	1920	3月、日新尋常小学校付属特別教授場に移管。8月に公立元神部尋常小学校に、1954年東川小学校に改称	新冠町史
虻田第二	1921	3月31日廃止、生徒は虻田第一尋常高等小学校へ。同校は4月1日に虻田尋常高等小学校に改称	虻田町史
有珠第二	1921	3月廃止、生徒は有珠第一尋常高等小学校へ。同校は4月に有珠尋常高等小学校に改称	新稿伊達町史
トウアツ 遠佛	1921	3月31日廃止、生徒は市父尋常小学校又は高静尋常高等小学校に	静内町史
茅室太	1921	4月1日廃止、生徒は毛根尋常小学校へ	茅室町五十年史
ベコウ 辺訪	1922	4月1日廃止、生徒は延出尋常小学校へ	三石町史
豊栄(上川第五)	1923	3月31日廃止、生徒は北門尋常高等小学校又は近文尋常小学校へ	旭川市史
日新(第二伏古)	1931	8月31日廃止、生徒は4年以上が帯広尋常高等小学校へ、3年以下が伏古尋常小学校へ	帯広市史
開進(音更)	1931	8月廃止、生徒は音更尋常高等小学校へ(1914年、音更第一が音更に、音更が開進に、それぞれ改称していた)	音更町史
ハルトリ 春採	1931	8月31日廃止、生徒は釧路第三尋常高等小学校などへ。釧路第三は1934年に東栄に改称。	コタンに生きる、東栄のあゆみ
岡田	1932	3月廃止、生徒は岡二尋常小学校へ。同校は1941年岡田に改称	様似町史、岡二尋常小学校沿革誌
白糠第二	1933	3月末廃止、生徒は白糠第一尋常高等小学校に	白糠町史

凡例：学校名欄の括弧内は改称以前の学校名。同欄の学校名は全て「尋常小学校」を省略した。

出典：小川『「アイヌ学校」の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立』所載の表をもとに、一部を補正して作成した。

表中には書名のみを挙げ、書誌事項は省略した。なお、「赤松復命書」は赤松則文『室蘭支庁管内旧土人学事状況調査復命書』（『アイヌ史資料集』第2巻所収）の略

表に記載したもののほか、『北海道教育史』全道編3、同地方編1、2、を参照した。

訓令第23号) している。また同時に道庁はアイヌ児童とシャモの児童の「混合教育ヲ徹底」⁽¹⁾する方針をとるに至り、同年9月12日にアイヌ児童に対する「旧土人児童教育規程」適用の徹底などを求めた訓令「年長児童及旧土人児童ノ教育ニ関スル心得」を廃止（北海道庁訓令第96号）した⁽²⁾。

以上の措置によって、「アイヌ教育制度」の骨格をなしていた独自の教育課程と「別学」原則とは、特設アイヌ学校の設置を定めた「北海道旧土人保護法」第9条と特設アイヌ学校12校とを除き廃止されたことになる。

かかる制度改変の理由を、道庁は次のように説明している⁽³⁾。すなわち、「別学」原則の廃止については、「部落の開発に伴ひ旧土人中和人との合同教育を希望するもの漸く多きを加へ実際に於ても亦強て分離教育を施さんよりは寧ろ和人の学校に収容する方教育上却って便益なるものもあり」と述べ、アイヌ民族の側に「別学」制度への批判があることと、教授上においても「共学」に依るほうが「便益」がある場合があることとを挙げている。第2次「旧土人児童教育規程」の廃止については、「(第2次「旧土人児童教育規程」は——筆者注)就業年限短くして地理歴史理科等の諸教科を修めしむること能はざるを遺憾とし旧土人中には之を喜ばざるものあると共に多年児童の教育に従事せるものも亦旧土人の開発上修業年限教科目等を和人同様とするの必要を主張するあり。調査の結果旧土人保護法に依り設置の小学校中卒業児童の為に補習科を置き或は就業年限を延長し或は正に延長せんとするもの等多き」と述べ、やはりアイヌ民族の側に「簡易」な教育課程に対する批判があることと、実態としてもアイヌ児童の修学年限をシャモと「同等」にするべく延長している特設アイヌ学校が少なくないこと、を挙げている。

道庁内務部長は「全く和土同一、無差別の教育が施されることとなった。」⁽⁴⁾と述べて、この制度改変の「意義」を強調している。

翌1923年6月8、9日、道庁は「全道土人小学校長会議」を開催した。出席者は、この時点で存置されていた特設アイヌ学校のうち11校の教員と、道庁側から内務部長、教育兵事課長たちである。会議の議題は、道庁側が提示した「諮問事項」として「土人教育の改善上現下緊要と認むる事項如何」「土人教育規程廃止後各校の状況」「旧土人の風俗習慣に於て教育上助長すべき点如何」など、学校側が提出した「協議事項」として「土人児童と和人児童とを合せ教授する場合特に留意すべき事項」「学用品補助の件」などであった。道庁にとってこの会議は、「旧土人児童教育規程」廃止や「別学」原則の撤廃といったアイヌ教育政策の展開に際して、当局者の意見や実態報告を集約し検討するという意味を持っていた⁽⁵⁾。会議の「答申案」は「混合教育の方針」を支持し、また「旧土人児童教育規程」廃止はアイヌの「父兄」や「卒業生」らの「好感」を勝ち得ていると報告するなど、概ねこの制度改変を評価している。

たしかに道庁の説明したとおり、アイヌ民族の側に「アイヌ教育制度」に対する批判・廃止要求が存在していたし、実態としても制度改変を促す基盤が形成されてはいた。道庁の調査によれば、アイヌ児童の就学率は1921年で97.3%を越え、日本語の「普及」も、少なくとも「解せざるもの甚だ少なき」⁽⁶⁾状態にまで至っている。アイヌ民族の側に、「簡易」な教育課程と「別学」制度に対して痛烈な批判が存在したことも先にみた通り⁽⁷⁾であり、「全道土人小学校長会議」における道庁内務部長の訓示が先ず「土人児童の教育に当たりては、苟も妄りに差別の念を以て之を遇するやうの事なく」と説いたこと⁽⁸⁾は、実際の学校には「差別の念」が根強く存在していた様子を示唆していると同時に、道庁がアイヌ民族からの差別批判とそれに「同情」を示すシャモの世論とを意識せざるを得なくなっている事態をうかがわせる。

アイヌ民族による批判・要求を反映して、第2次「旧土人児童教育規程」施行下にあっても修業年限を6箇年に延長する特設アイヌ学校やシャモとの「共学」の実施にふみきる特設アイヌ学校も多かった。就業年限については、管見の限り、二風谷、白老第二、新平賀、岡田、第二伏古、の各特設アイヌ学校は6箇年に延長する措置をとっているし、荷負尋常小学校の場合、4年修了後に併設の第一荷負尋常小学校の5学年に編入されているアイヌ児童もいる。教員個人の「善意」によって希望するアイヌ児童に5学年以降も通学させている場合もある⁽⁹⁾。ただし、以上はあくまで個別の学校での措置であって、これらの学校においてもアイヌ児童の「義務」年限そのもの

のは4年であったし、教科目をシャモと同様にしていたのではなかったようである。「共学」の進行には、2つのケースがある。ひとつは、シャモの移民の増加に伴いシャモの児童が特設アイヌ学校に入学するケースである⁽¹⁰⁾。1936年までには、付近にシャモの学校・野深尋常小学校があった姉茶を除き、すべての特設アイヌ学校にシャモの児童が就学していた。もう一つは、1917年、同じ敷地に併設されていたシャモの学校・第一平取尋常小学校と特設アイヌ学校・平取尋常小学校とが、制度上のみ2校併設としたままで、実際の学級編成で敢えて「共学」にふみきったケースであり、この措置には、同校の教員を務めたアイヌ・江賀寅三の尽力が大きかったようである⁽¹¹⁾。

だがこの制度改変の実際は、道庁の語る「意義」とは懸隔があったと言わねばならない。道庁は「共学」の「便宜」として「訓練上に於ては和人児童の感化を受けて、言葉つかひ、礼儀、作法等を自然の間に心得……和人児童との比較に依りて反省せしめ得る便宜ある」ことを挙げてはいる。だが、他方で「欠点」として挙げた「和人児童の為に軽侮圧迫を受け」「和人児童に比して其の数少きを以て自然萎縮の傾向」「訓練の対照は和人児童に偏し、為に旧土人の實際に適合せしむるを得ず」⁽¹²⁾といった点こそが、その実態であったと見るべきである。1929年の河西支庁の調査によれば、シャモの小学校に就学しているアイヌ児童は「人類的偏見の著しい影響を受け」て、「欠席率」が「三割乃至四割」に達しているといい⁽¹³⁾、特設アイヌ学校である第二伏古の出席率が1916年で約91%、1931年では98.6%である⁽¹⁴⁾こととは著しい差であり、1922年の特設アイヌ学校の出席率平均87.65%⁽¹⁵⁾ともかなりの開きがある。

「旧土人児童教育規程」を廃止したとはいえ、道庁は、アイヌ児童に対しては北海道における「簡易」な教育課程である「小学校教科目教授ノ程度及教授時数ニ関スル規程」(1916年12月24日、北海道庁令84号、1920年3月17日改正、同27号)に依ることが「实际的」であるとの通牒を発している⁽¹⁶⁾。また道庁は、別の機会には「一面土人教育規程の趣旨の一部は一般教育規程の適用に依りて達し得るの途なきにあらざる」⁽¹⁷⁾とも説明しており、「旧土人児童教育規程」制定の目的そのものは変更していないことを表明している。就学年令の問題についても、先の通牒は「児童の心身の発達」によっては「従来の通り事実満七歳」とするよう促していた。「全道土人小学校長会議」の「答申案」も「児童心身の教育程度は純血児と混血児により差等ある」ことを理由に「入学者の実際取扱に関しては慎重手心を要す」⁽¹⁸⁾と述べて、シャモと同じ6歳で入学できるかどうかは「教育程度」すなわち就学前における日本語や日本の生活慣習の習得の程度によるとしている。

アイヌ児童の修業年限の延長により特設アイヌ学校の生徒数は増加し教科目も増えた。[表3]は1922年前後における全道及び幾つかの特設アイヌ学校の修学児童数の変化をまとめたものであり、生徒数の増加は明瞭である⁽¹⁹⁾。このため、存置された特設アイヌ学校にとっては当然にも

〔表3〕「旧土人児童教育規程」廃止(1922年)前後におけるアイヌ修学児童数の推移

年度	全 道	上貫気別	姉茶	二風谷
1920	1,089	23	22	25
1921	1,085	25	33	30
1922	1,355	24	36	42
1923	1,473	44	38	58
1924	1,467	43	44	64

凡例：全道の人数は修学中の児童数、各校の数学も全て在籍生徒数である。

出典：全道について『北海道庁統計書』、上貫気別について『昭和六年三月三十一日現在 学校要覧 上貫気別尋常小学校』(旭小学校所蔵)、姉茶について伊藤明『旧土人学校 公立姉茶尋常小学校の歩み』、二風谷について『自明治二十五年至昭和二十一年 学校沿革誌(一) 二風谷尋常小学校』(二風谷小学校所蔵)によった。

新たな設備・備品が必要となる。にもかかわらず、第二伏古尋常小学校の吉田巖が「全道土人小学校長会議」に提出した「諮問答申書」によれば、1922年度は理科、地理、歴史などの教科書が「供給不能」であって、1923年度から漸く「一般法令通り実施」が可能になったという⁽²⁰⁾。このとき特設アイヌ学校の一部を廃止したので一校あたりの予算は増えたかに見えるが、概ねは老朽化した校舎の増改築や教員の俸給増に投入したようである⁽²¹⁾。1923年から春採尋常小学校に勤務した三浦政治の訴え⁽²²⁾は、1922年以後も特設アイヌ学校の教育条件は依然として劣悪であったことを端的に示している。

以上のように、この制度改変は、確かにアイヌ児童の学校教育に対する制度上の明確な差別を解消した（その限りで、アイヌ民族はこの制度改変を「好感」を以て迎えたのである）とはいえ、「民度の発達」如何による差別そのものを解消してはいなかった。かかる差別は依然としてアイヌ民族を縛っていたのであり、この制度改変はアイヌ民族がひとしく要求していたシャモとの「対等」を意図したものでは無かったのである。

第2次「旧土人児童教育規程」廃止以後、残った特設アイヌ学校の廃止がアイヌ教育をめぐる議論の焦点となった。既に道庁、当該町村、アイヌ学校教員、そしてアイヌ民族のいずれもが学校の廃止そのものに関する限りは意見を同じくしていた。ただし、ここでもその内実にはアイヌとシャモとで相違がある。

アイヌ民族による議論は、「人種差別も甚だしい」⁽²³⁾「差別待遇……即時撤廃し幼少の頃より同一線上に立たしめ……」⁽²⁴⁾との如く、民族の誇りに根ざした痛切な批判である。と同時に、その要求はまたすぐれて具体的でもある。例えば「全道旧土人青年大会」が討議の結果道庁に陳情した事項の中には、当然にも「旧土人小学校を廃止」することが含まれていたものであり、しかもその「理由」は、単なる「別学」反対にとどまらず、特設アイヌ学校の多くが単級であることが「教育の低下」に繋がっている、と教育条件の問題を鋭く指摘している。更に学校を廃止した後のプランとして、「其の経費二万六千円」を「自作農維持の補助金とされ度き」とも述べており、生活擁護のための具体的な要求を見ることができる⁽²⁵⁾。このような論点を当局者の側の議論に見いだすことはできない。

これに対し、シャモの教員らの意見は、学校の廃止によって生じる経費を町村に配布し教育費の補助とすることを主張する点ではほぼ共通している。「全道土人小学校長会議」の「答申案」は「現行制度を改正し旧土人教育費補助として交付の途を購ずること」と述べている⁽²⁶⁾し、日高教育会が1923年の北海道連合教育会の代議員会に提案した「旧土人学校」の「整理」要求は、「旧土人学校は……之を整理し旧土人児童に応じ当該市町村就学児童一人当たり平均額を標準とし、国庫より教育費の補助を得、土人児童の就学徹底を図らん」⁽²⁷⁾と主張し、代議員会はこの提案を可決している。これらの主張は特設アイヌ学校の「整理」を求めはするが直ちに全廃することを求めてはならず、主張の力点は当該町村の財政負担の軽減⁽²⁸⁾にあったと見るべきである。併せて「就学徹底」「弊習改善」の推進のための施設や予算の補助を要求していることも特徴である。「全道土小学校長会議」では、岡田尋常小学校が「指導講話会開催」などの「協議事項」を提出し、その「答申案」にも、学校の経費の補充、「青年団処女団の活動の促進」などが目につくなどの点に、その表れを見ることができる。

そして道庁当局は、「北海道旧土人保護法」の改正準備（後述）と並行して、残余の特設アイヌ学校についても順次廃止する意向を示している。ただ道庁は、特設アイヌ学校を廃止したぶん

の経費は「救療其他に充当」する旨を表明しており⁽²⁹⁾、上記の教員たちが学校教育に対する予

算の拡充を要請していることと対比すれば、あくまでアイヌ「保護」経費そのものの枠を固定したうえで、教育費を削減して「衛生」など当局にとってより緊要な事業に回す、という施策をとった点が対照的である。

(2) 「旧土人奨学資金」制度の発足

なおここで、この時期「恩賜旧土人教育資金」と「旧土人奨学資金」という、どちらも皇室からの「下賜金」を基にした制度が発足していることについて触れておく。

前者は、1922年の皇太子北海道「行啓」のさい「下賜」のあったアイヌ教育「資金」500円を基に、その利子など毎年60円を運用するもので、その運用は「恩賜旧土人教育資金管理規則」(1922年11月20日、北海道庁令第191号)及び「恩賜旧土人教育資金使用規則」(1923年7月21日、北海道庁令第112号)によった⁽³⁰⁾。「恩賜旧土人教育資金使用規則」の定める資金の用途は、「優良な生徒や青年団・処女団などを表彰したりする「選奨」,「旧土人小学校児童教育費」や「学資」の「補給」,「其ノ他旧土人教育奨励上必要ト認ムル事項」である(第2条)。ただし今のところ筆者には、その具体的な運用の実態はよくわからない。恐らく実質的にはアイヌ教育の経費の補助として使用していたのではないかと推察するが、60円という金額では実質的にはさしたる補助にはなり得なかったろう。かたや、同時に「下賜」のあった、主としてシャモ向けの「恩賜育英資金」は15000円(しかもこれに地方費からの繰り入れを加える)であるということとの懸隔も確認しておきたい。

後者は、1931年に発足した制度で、1883年の「下賜」以来使用することなく保管していたアイヌ教育の「資金」3000円(1931年には「利殖金」を併せて約20000円)⁽³¹⁾を財源として発足した。その運用は、「旧土人奨学資金給与規程」(1931年6月6日、北海道庁告示654号)に基づき、高等小学校および中等教育以上の階梯に進学するアイヌに1箇月30円以内の「奨学資金」を給与することとなっている。この制度は、アイヌ民族の教育に対する要求が初等教育の問題にとどまらず中等教育以上の階梯にも及んできた⁽³²⁾ことに対する措置であり、と同時にこうした階梯への進学もまた「天恩」のたまものだと喧伝する布石ともなったのである。

この制度にもとづく奨学資金の給与を受けたアイヌは、1933年12月で16名⁽³³⁾、1940年では過去に受給した者と受給中の者とを合わせると80名に及んでいる⁽³⁴⁾。知里真志保がこの奨学資金の給与を受けて帝国大学に進学することを報じた新聞記事は「奨学資金で蘇生」⁽³⁵⁾と書き、『北海道旧土人保護沿革史』もその「恩典」のほどを自負して「何れも聖恩に感激し孜々として勉学を続けつゝある」と記している(277頁)。このような物言いのし方は、給与を受けるアイヌに「聖恩に感激」すべきことを求めているのである。

また、その奨学資金制度の発足に際して道庁が発した通牒が、「入学スヘキ学校ハ本人ノ希望ニ委スヘシト雖モ現下ノ実情ニ鑑ミ成ルヘク農学校其他ノ実業学校ニ入学セシメ他日卒業ノ曉キ實際ノ業務ニ従事セシムルト共ニ一面同族部落ノ指導者ニ任セシムルコト」⁽³⁶⁾と定めていたことには留意しておきたい。実際、1940年頃までに給与を受けた者80名の内訳は、高等小学校60、高等女学校2、裁縫学校5、農業学校5、商業学校1、中学校5、帝国大学2であり、高等小学校と実業学校の多さを見て取れる。道庁はアイヌをあくまで“実業にいそしむ”という枠内に押し止め、その限りで「指導者」養成という意義を付与していたに過ぎず、自らの身を立てるべく進学を志すアイヌとの乖離は大きかった。

— II 註 —

- (1) 『大正十二年八月 北海道教育概要』, 北海道庁教育兵事課, 1923年, 11頁。
- (2) 「年長児童及旧土人児童ノ教育ニ関スル心得」については, 小川正人「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』の成立」, 310頁も参照。
- (3) 前掲『旧土人に関する調査』, 1922年, 75, 77, 92頁。
- (4) 服部教一「旧土人児童教育規程の廃止について」『北海道教育』46号, 1922年6月, 15頁。
- (5) 引用部分は「土人小学校長会議」『北海道教育』60号, 1923年8月, 84頁。
道庁は同じ時期にアイヌ「保護」事務の担当者会議も開催しており(同年7月26, 27日。「土人保護救済会議」『北海タイムス』1923年7月27, 28日付などを参照), 前述した(I参照)ように互助組合制度はこの会議を経て発足している。
- (6) 前掲『旧土人に関する調査』, 1922年, 106頁。道庁がアイヌ教育の「実績」を自ら高く評価していたことについては, 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」, 255~257頁を参照。
- (7) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」, 262~263頁。
- (8) 「長官代理訓示 土人学校長会議」『小樽新聞』1923年6月10日付欄外および吉田巖『愛郷資料』(帯広市社会教育叢書1), 帯広市教育委員会, 1955年, 58頁。
- (9) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」243, 263頁, 前掲吉田『愛郷資料』, 58頁, 『荷負尋常小学校沿革誌』, 荷負小学校所蔵, などによる。
- (10) 小川同前論文, 234~235頁参照。
- (11) 梅木孝昭編『江賀寅三遺稿 アイヌ伝道者の生涯』, 北海道出版企画センター, 61~63頁。但し『第一号 学校沿革誌 平取尋常小学校』(平取小学校所蔵)などからはこの点を確認することはできない。
- (12) 前掲『旧土人に関する調査』, 1922年, 88~89頁。
- (13) 「旧土人児童は欠席が多い」『北海タイムス』1929年8月2日付朝刊。
- (14) 吉田巖「伏古の旧土人教育」, 『北海道教育史』全道編3, 北海道教育研究所, 1963年, 所収, 266~267頁。
- (15) 前掲『大正十二年八月 北海道教育概要』, 13頁。
- (16) 前掲「旧土人児童教育規程の廃止について」, 16頁。
- (17) 北海道拓殖博覧会(1931年)での展示「旧土人教育状況写真」に関する道庁の説明, 『北海道教育』158号, 1931年10月, 15頁。
- (18) 前掲「土人学校長会議」, 85頁。
- (19) 道庁は, 1922年度には6歳の児童と7歳の児童の両方を入学させる移行措置をとるよう求めている(前掲「旧土人児童教育規程の廃止について」, 15頁)が, [表3]を見るかぎり生徒数の増加は1923年度にも著しいから, 移行措置が22, 23両年度にまたがった学校も少なくなかったろうと推察する。
- (20) 前掲吉田巖『愛郷資料』, 58頁。
- (21) 前掲『旧土人に関する調査』, 82頁。
- (22) 小川正人「『北海道旧土人保護法』・『旧土人児童教育規程』下のアイヌ学校」, 218~219頁。
- (23) 貝沢正「土人保護施設改正に就いて」『蝦夷の光』2号, 1931年3月, 23頁。
- (24) 前掲貝沢藤蔵「アイヌの叫び」, 384頁。
- (25) 「旧土人の保護を叫び道庁に陳情に出る」『小樽新聞』1931年8月5日付朝刊。
- (26) 前掲「土人学校長会議」, 84頁。

- ②7 「北海道連合教育会第五回代議員会（一）」『北海道教育』63号、1923年11月、70頁。
- ②8 特設アイヌ学校の維持形態は北海道庁立であるから、これを公立に移管すると当該町村はその分の財政を新たに負担せねばならない。このことを逆の形で端的に示したのが長知内尋常小学校の事例である。同校は1902年に簡易教育所として設置、1917年に公立の尋常小学校となった（1915年の時点での同校のアイヌ児童24名）が、1920年代後半の不況のなか平取村の財政が悪化したため、1926年に村は閉校の方針をとり、地域のアイヌはこれに反対する陳情を行なっている。1927年に同校が特設アイヌ学校となったのは、かかる事態に対処した措置であったと推察する。（「哀話 学校がなくなって平取アイヌ陳情」『北海タイムス』1926年2月25日付、のほか『平取外八箇村誌』、平取外八箇村戸長役場、1917年、63頁、『平取町史』、1974年、713頁、を参照した）
- ②9 「土人学校の廃止論」『北海タイムス』1929年5月14日付。
- ③0 1922年「行啓」当時、皇族の北海道来訪に際して特にアイヌ教育の「成果」と「意義」をクローズアップする為政者の演出や新聞雑誌の報道が顕著であったことについて、小川正人「コタンへの『行幸』『行啓』とアイヌ教育」（『日本の教育史学』34集、教育史学会、1991年）を参照。
- またこの教育資金についての説明には、『大正十二年通常道会決議書』『大正十一年北海道会議事速記録』などを参照した。
- ③1 「アイヌの子弟に奨学資金を給与」『北海タイムス』1931年6月4日付朝刊および前掲『北海道旧土人保護沿革史』275頁。1883年の「下賜」金については小川正人「『アイヌ学校』の設置と『北海道旧土人保護法』『旧土人児童教育規程』の成立」287頁を参照。
- ③2 前記「全道旧土人青年大会」の「陳情」項目にも、「旧土人共有財産中二万円に近い教育資金を高等小学の授業料に充て余分を中等教育の資金とされたし」という要求を見ることができる（前掲『旧土人の保護を呼び道庁に陳情に出る』）。要求の内容は道庁が制定した奨学資金とほぼ同様ではあるが、高等小学校については中等教育とは区分して「授業料に充て」と記していることからすれば、アイヌは先ず高等小学校程度の教育の普及を求めていたという点で、給与の対象を「同族中天稟ノ才能ヲ有」する者（「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」道庁内務部長発支庁長市長宛通牒、学社第947号、1931年6月8日）の進学に限定した道庁の姿勢とは差があったのではないかと推察する。
- ③3 前掲『北海道旧土人保護沿革史』、277～278頁
- ③4 『北海タイムス年鑑 昭和十六年版』、北海タイムス社、1940年、433頁。
- ③5 「アイヌ族中の秀才、真志保君」『北海タイムス』1932年3月3日付。
- ③6 前掲通牒「旧土人奨学資金給与ニ関スル件」。

Ⅲ 1937年「北海道旧土人保護法」改正と特設アイヌ学校の全廃

(1) 1937年「北海道旧土人保護法」改正

①「北海道旧土人保護法」改正準備の進行

政府・道庁がいつごろから「北海道旧土人保護法」（以下単に保護法とする）の改正を構想していたのかは定かではない。

早くは1923年のアイヌ「保護」事務担当者の会議（前述）への道庁の諮問事項の筆頭に「土人保護法中改正を要すべき点如何」を見ることができるが、このとき道庁が考えていた改正内容はよく解らない。諮問事項に対する支庁からの答申の中には、保護法第二条（給与地に対する制限）の「緩和」、農業以外の職業への「補助」など、1937年改正と共通する部分もあるものの、特設

アイヌ学校の設置を定めた第9条については当該条項の改正に関して意見が分かれている⁽¹⁾。

1929年5月14日付『北海タイムス』記事は、道庁内部で特設アイヌ学校を全廃することを「研究中」とであると報じている⁽²⁾。1930年4月、河西支庁にあって互助組合設置や十勝アイヌ旭明社の組織という「実績」を挙げた喜多章明が本庁の内務部社会課に転じているが、彼の回想によれば転任とともに保護法の改正を担当することになったという⁽³⁾。そして1930年7月25日付『北海タイムス』は、保護法改正について「道庁当局は予て改正方を研究中であったが此程大体の草案を得たので目下関係部局長の手元に回付されている」（圈点筆者）と伝え⁽⁴⁾、道庁内部では改正の成案がほぼまとまりつつあることがうかがえる。同年9月1日付同紙は、内務省が「属官を派遣して実地に状況を調査せしめつゝある」と保護法改正準備の進捗を報じ、翌年9月6日付同紙は具体的な改正案を掲載している⁽⁵⁾。

この記事が報じた改正の内容は大略次の通りである。

- ア 第1条：給与地下付面積を、15000坪以内から30000坪以内に。
- イ 第2条：給与地に関する制限を「緩和」する。具体的には第1項の制限（「相続ニ因ルノ外譲渡スルコトヲ得ス」）を長官の許可制に、「受益者負担の性質を有する公共団体の課税」を認める（具体的には後述する土功組合費の問題を指すだろう）など。
- ウ 第4条：農耕のみへの補助を改め他の職業への補助を加える。
- エ 第6条：疾病や「自活スルコト能ハサル者」等への救助を廃し「救助」は「一般法」（救護法などを指すのだろう）に依ることとし、新たに「住宅改善」事業を加える。
- オ 第7条：授業料給与の条項を廃し、コタンに「教化指導員」を置く。

後年成立した改正とはほぼ共通する内容が多い反面、給与地下付面積の拡大、コタンへの「教化指導員」の設置など、より徹底した「保護」による「生活改善」「弊習改善」の推進を意図していたことが特徴である。また何故か特設アイヌ学校に関しては触れるところが無い。

しかしながら、「今冬議会に提出の予定」（前掲1930年7月25日付記事）、「近く内務省に提出」（上記1931年9月6日付記事）との報道にもかかわらず、このころ保護法改正案が政府内で策定された形跡をうかがうことはできない。恐らく道庁内部で更なる検討を要したのであろうし、折しも旭川の給与地問題が焦点化していたため道庁はその関係法案すなわち「旭川旧土人保護地処分法」（1934年）の制定を先行させたためでもあろう。保護法改正を担当した役人・喜多章明の回想によれば、道庁が改正の大綱を定めたのが1933年9月、これを内務大臣宛てに進達したのが同年10月のことである。喜多の示したこのときの道庁の改正案の骨子は、上記のア～オのうちアとオの教化指導員の設置を欠いており、新たに以下の諸点が加わっている⁽⁶⁾。

- カ 特設アイヌ学校を全廃する。
- キ 「旧土人のために施設を為し、又は施設する者」に補助金を給付できるようにする。

カの点について道庁は、1931年頃にそのとき存置していた特設アイヌ学校の廃止を関係町村に打診したようであり⁽⁷⁾、その結果、保護法改正の「第一着手」⁽⁸⁾との位置付けのもと、1931～33年に一挙に5つの特設アイヌ学校を廃止している（〔表2〕参照）。

②「北海道旧土人保護法」改正をめぐる諸相

この時期、保護法改正準備と並行してアイヌ民族・シャモの双方に幾つかの注目すべき事象を見ることができる。

〈北海道アイヌ協会の結成——アイヌ民族と為政者との拮抗〉

第1に、前述した北海道アイヌ協会の結成、全道旧土人青年大会の開催といった動向を挙げることができる。ここに見られるのは、アイヌの「代表」を組織し「自主的生活改善」「自力更生」を推進せしめんとした為政者⁽⁹⁾と、アイヌ民族との拮抗状態である。北海道アイヌ協会の機関誌『蝦夷の光』1～3号は、巻頭に必ず道庁官吏の文章を掲載している。それらは揃って、アイヌ民族に対し「家庭生活の改善充実に、将た社会的地位の向上に努力され、速かに独立自歩の社会人として世に立れん事を希望する」⁽¹⁰⁾、「青年諸子を取るべき道は、唯是れ敢然として自己を改造する一事あるのみである」⁽¹¹⁾と述べて「自己改良」を要求している。アイヌ民族の側も、「各処に一致団結の結晶たる修養団体が組織され同族の向上発展を図りつつあることは実に喜ばしき事であります」⁽¹²⁾と述べ、「自己修養」への接近を見せる。自らを「健全なる日本国民」であると主張し、「国民精神作興」「自力更生」などのスローガンにも積極的に呼応する言論が多い。だがアイヌ民族にとっては、「自己修養」「国民精神作興」といった主張もまた、自らの存在を主張し差別を批判・克服せんとする点で差別撤廃の要求と一貫していた⁽¹³⁾。

教育の問題についての議論を見ても、当局者は「制度法令の発生は、人間社会生活の実情に伴って生じ来るものにして……若し夫れ旧土人の知識、道徳、生活状態にして、社会の水平線上に進出し得たならば」アイヌの要求も実を結ぶだろうと述べ、アイヌの「猛省と奮発」を促している⁽¹⁴⁾。これに対しアイヌ民族は、「多数民族と少数民族との差に依って和人に比して聊か遅れをとってゐるけれど若し同一の環境……に於いて競争した時に優劣果して何れにあらうぞ……而もウタリー征服の跡は、欺瞞と詭計とに依る騙し討ちではないか」⁽¹⁵⁾と、民族の誇りに根ざした主張を展開した。アイヌの「状態」をシャモよりも「低」いものと見做してその「向上」を以て差別撤廃の要件だとする為政者と、そもそもにアイヌとシャモとで「優劣」はないのだから早急に「平等」な制度を実現すべしと要求したアイヌとの間には、本質的と言ってよい乖離が存在していた。

「全道旧土人青年大会」での議論も、新聞の報道⁽¹⁶⁾によれば「司会者の提案を片ツ端から否決」したという。この「司会者」はジョン・パチエラーであり、紹介されている「提案」の内容は「B倶楽部設立の件（Bは蜂を意味し勤労を標榜する）」などである。会議はこれらの提案を否決する一方で前述した陳情事項や北海道アイヌ協会の支部増設などを決議している。それは、ここに集ったアイヌの、道庁やパチエラーなど社会事業家の主導の枠内にとどまるのではなく自分たちで活動を進めようという意欲の現れであった。この点においても、アイヌ民族の意欲は会議の主催者の意図を越えていたのである。

〈「同化」論の新たな位相〉

第2に、このころから、「大和民族の方がアイヌ部落へ入って共に住んで結婚し混血して日本人と成って進んで行く事が出来たなら真に理想的な結構な事と思ひます」⁽¹⁷⁾、「アイヌ人にして見た所で旧習慣と共に抱く旧思想はその古老の死と共に埋葬される……此の上は血液的にも相互に混和して仕舞ふ事が最も必要である。殊にアイヌ人同化の理想は和土の交婚であって……」⁽¹⁸⁾

とのように、「混血」によってシャモ・アイヌの「融和」を推進させ「完了」させようとする議論が現われ始める。喜多章明もまた、「平安朝末頃」の東北地方での「蝦夷」の「同化」をアイヌ「同化」の歴史的先例として挙げた上で、「近頃は亦相互の結婚も段々繁くなり、……かく反復する事に依って段々に和人化されて行く」と説いている⁽¹⁹⁾。

管見の限り、かかる「混血」による「融和」「同化」を展望し主張する議論を、これ以前、少なくとも保護法制定当時に見ることはできない。例えば「アイヌ教育制度」の骨格を構想した岩谷英太郎のいう「同化主義」は、アイヌの「風俗習慣を改良して漸次和人に同化せしめる」ことである。彼のいうシャモとアイヌの「混和」も、「和人と旧土人の交際を親密ならしめ、和人が従前の通り彼等を欺瞞することなく、相互の信用を恢復せしめ、自ら彼等をして和人の風俗習慣を見習はしむるに注意し、次に同情と教育とを以て彼等を融合せしめん」という構想であって、シャモとアイヌとの「混血」を、少なくとも敢えて主張するようなことはないのである⁽²⁰⁾。保護法の策定に関わった内務官僚白仁武の、同法を可決した第13回帝国議会における答弁を見ても、シャモとアイヌとの「混血」による「同化」の「完了」という構想をうかがうことはできない。

もとより、1930年代ともなれば、保護法制定当時比してシャモとアイヌの婚姻が増加していることは確かである。しかし筆者は、この時期に至って「混血」による「融和」の要を説く議論が起こったのは、たんに実態として「雑婚」の増加したことによるのではないと考えている。上記の文章の中で喜多は、「彼我共に『あいぬ』なる潛入心を一擲する事」が必要であると述べ、シャモの「偏見」を批判すると同時にアイヌ民族が「『あいぬ』なる潛入心」を放棄するよう求めている。喜多はアイヌの民族意識こそ「同化」を妨げる「壁」だと認識していたのである。保護法制定時に比べればアイヌ語・アイヌ文化の破壊が相当に進行したこの時期に至ってもなお、あるいはそんな段階に至ったからこそ、喜多や井黒のように日常的にアイヌ民族と接触のあるシャモは、言語や外見上の「風俗」「習慣」の「改良」のみでは「同化」の達成にはなお距離があり、ましてやシャモがアイヌに「親密」にするという事態はおよそ起こるはずもないことを感じていたのではないだろうか。一見きわめて徹底した「同化」を主張する「混血」の喧伝は、実は「同化」の進捗の「停滞」に対する苛立ちの反映でもあった。保護法改正は「同化」の「完了」によるものだという喧伝にもかかわらず、実際には「同化」の「完了」の結果ではなくそれを達成するための方策だということを、道庁自身が感じていた筈だということを指摘しておきたい。

〈「同族」「ウタリ」という呼称の登場とアイヌ政策の一般社会事業への統合〉

第3に、この時期、「アイヌ」という民族呼称について、それが蔑称となっているという理由で使用を回避する議論が起こり、また実際にアイヌ以外の者がアイヌ民族を「同族」「ウタリ」と呼ぶことが起こり始めた。

シャモがこれらの言葉をいつごろから使い始めたのか正確にはわからないが、1920年代前半に見ることはあまりなく、1930年創刊の『蝦夷の光』の中では「同族」という呼称を散見するから、おおよそ1920年代後半、アイヌ民族の言論活動の広がった時期からではないだろうか。1934年、高倉新一郎は、「一月程前の新聞だつたと思ふ。十勝アイヌの一青年が民族を代表してアイヌの名称を廃止する様当局に陳情したと言ふ記事が見えて居た。理由はたしかアイヌと言ふ言葉に差別的な意味があり、侮辱的響があり、同族の向上と同化を妨げること甚だしいとの事であつたと記憶する」⁽²¹⁾と述べており、1936年の『北海タイムス』紙上には「最近内務省に於ても彼等を劣

等人種視する恐れあることに着目してアイヌなる名称を廃止せんと議さへある」⁽²²⁾との報道がある。また1938年の北海道会においても、ある議員が「旧土人『ウタリ』——『ウタリ』トイフコトハ同族デアリマスカラ『ウタリ』トイフ言葉ヲ使ヒマス」⁽²³⁾と発言している。

公文書の用語については、筆者は厳密な検討を行なっていないものの、多くは「旧土人」という呼称を継続して使用している。ただその中でも、前述した1931年の「旧土人奨学資金」に関する通牒は「同族中天稟ノ才能ヲ有シナガラ……」と述べており、やはりおおよそ1930年頃には、公文書や法令でも「同族」なる呼称を用い始めたようである。

アイヌ民族の中に「アイヌ」という呼称の「廃止」を要望する者が現われたことは、それだけ差別が根強く且つ圧倒的であるという事態や、殊更に〈アイヌ〉を強調されることが「平等」の実現を妨げているという認識の反映だろう。アイヌ民族の要求は、シャモが行なったような単なる名称の使用回避や廃止ではなかったのである。シャモや為政者の側が「ウタリ」「同族」を用いたのは、この時期活発に言論活動を展開したアイヌ民族がお互いを「ウタリ」（仲間、同胞）「同族」と呼び合っていることから借用したのだろう。シャモの主体性こそ危ういことの一つの表れである。

このほかに、アイヌ政策を漸次いわゆる一般の社会事業に統合する措置が進行している。1927年6月、政府は保護法関係事務の担当部局を内務省地方局から社会局に変更した。但し、担当部局とはいえその実際は、喜多章明が社会局官僚から聞いたという「土人保護なんて所管にはなっているが、開拓使以来現地の道庁がやっていた事で僕達は全然事情がわからん」という言葉に現れているだろう⁽²⁴⁾。またこの頃道庁は、救護法の施行（1932年）などと軌を一にして、「土人保護委員」を方面委員に統合している⁽²⁵⁾。

〈シャモの世論の諸相〉

第4に、保護法改正、特設アイヌ学校廃止の要望は、シャモの中でも一定の世論を形成している。『小樽新聞』は、論説「旧土人保護法の矛盾性」⁽²⁶⁾を掲載し、保護法の改正の必要を論じている。その内容は、たんに特設アイヌ学校の廃止や給与地に関する制限条項の撤廃などを求めているのみならず、アイヌ教育の「普及」を述べた上で「これは決して旧土人教育法の完備と旧土人保護教育規程の功績を認めたといふのではない。旧土人子弟がよく風霜の難にたへて文字を会得したその耐忍力と内地人に劣らぬ能力を有する事を断ぜんとする前提に過ぎなかったのである」と論じるなど、鋭い政策批判の一面も備えていることが特徴である。また『北海教育評論』も、「僅少なるアイヌの子弟をすら抱擁し得ざる国民、豈南北米支那滿蒙を包容し得んや」という論法でアイヌ・シャモの「共学」を主張している⁽²⁷⁾。

その反面、シャモの中にはアイヌ「保護」事業そのものに対する懐疑や、アイヌ児童とシャモの児童との「共学」に対する拒否を顕わにした言論を行なう者もいる。浦河町長は、同町杵臼村土功組合がアイヌ給与地の組合費「滞納継続」により「組合財政は破綻の危機に瀕し」ていることに触れたのち、「農漁業として自活し得る」アイヌのみコタンに残し、それ以外は「本道各都市の善良なる労務使役者に委託し好む労務に従事せしめ自活なさしむる」ことを提案する⁽²⁸⁾。地方財政「窮乏」のなかで、アイヌ「保護」という「負担」の軽減を求めるシャモの感情をうかがうことができる。北海道第二期拓殖計画に対する平取村の要望（1935年）の中には、「土人児童ノ九割ハ肺結核菌ノ保有者ナリト聞ク」という理由を挙げて「スクテハ和人児童ト混同教授セル場合甚ダ危険ナリ」⁽²⁹⁾と論じた、「共学」推進への留保の要求がある。かかる「保護」批判や「共

学」反対は、新聞・雑誌など“公論”の場では建前としての「保護」や「平等」が論じられがちであることからすれば、今日残る文献資料には見出しにくいのだろうけれども、シャモの中に相当に根強く広範に存在していたと推察する。そしてこのような状況ゆえに、アイヌ「保護」「同化」の要を説くシャモは、自分たちこそが偏見の跋扈する中で「正義」を貫ぬく存在だと自負しがちだったのではないだろう。

③ 1937年「北海道旧土人保護法」改正の内容

内務省が保護法改正案を閣議に提出したのは1937年2月13日、閣議の裁可を得たのが2月15日である。政府はこの改正案を第70回帝国議会に提出、3月5日に衆議院、12日に貴族院が可決し、3月31日法律第21号として公布した⁽³⁰⁾。

この間道庁では、1935年には内務省に要請して担当官を「視察」に招いた⁽³¹⁾ほか、支庁・市町村宛てに通牒を発して関係資料の調査・収集を行なう⁽³²⁾とともに、7月10日には「同族の意見は勿論斯界の学者及斯界の指導者階級にある人の意見を徴し以て本案（保護法改正案——筆者注）の完璧を期せよう」（圈点筆者）との「趣旨」のもと、「土人保護施設改善座談会」（以下「座談会」とする）を開催している⁽³³⁾。「座談会」の出席者は、主催者側から道庁学務部長や社会課長ら5名、「協議員」は全体で31名おり、内訳は関係町村の町村長や書記ら8名のほか、「学識経験を有する権威者及平素旧土人と接触し、同族向上の為尽力せる民間篤志家」⁽³⁴⁾としてアイヌ学校教員やいわゆるアイヌ研究者たち⁽³⁴⁾、そして道庁が「旧土人先覚者」と呼んだ吉田菊太郎、森竹竹市、江賀寅三らアイヌ10名、である。なお旭川のアイヌはこの会議に参加していない。開催の「趣旨」および時期から考えて、道庁の「座談会」の位置付けは、既然大綱を策定していた保護法改正案のより具体的な細目の検討と、そのための関係者の意向集約とにあったと見てよいだろう。

1937年保護法改正は、改正箇所が同法のほぼ全文にわたり、内容の変化も大きかった。ここでは、主要な改正点を紹介するとともに、「座談会」での議論などに対比しながら若干の検討を加えておく。

ア 従来の第2条が定めていた給与地に対する幾多の制限（相続以外による譲渡の禁止、質権や抵当権等の設定の禁止など）⁽³⁵⁾を「緩和」した。これは一見アイヌ民族の要求⁽³⁶⁾に応えた改正のようではあるが、重要な2つの問題点を含んでいた。一つは、制限の「緩和」を「普通一般社会人トシテノ常識ヲ有スル」⁽³⁷⁾ものに限定しようとしていることである。これはアイヌとシャモとの差別に用いていた「能力」という指標をアイヌ民族の内部にも持ち込んできた措置であって、「常識」を有しないと見做したアイヌの給与地に対しては、依然として「互助組合」等による管理を継続したのである。もう一つは、制限の「緩和」によって、給与地に「質権、抵当権」等を設定し得るようになったことである。とりわけ土功組合費「滞納」に対する給与地差し押えの要求は、地方財政の「窮乏」や農村の「不況」下にあった給与地近傍のシャモおよび町村当局者に根強かった⁽³⁸⁾。実際、保護法改正施行後、組合費等を「滞納」したアイヌに対する給与地差し押えの登記が始まっている⁽³⁹⁾。

イ 新たに「不良ナル住宅」の「改良」事業を加えた（第7条2項）。これは「保健衛生上ノ改善ニ務ムルト共ニ清新ノ気ヲ喚起シテ同族ノ進歩向上ヲ図ラン」⁽⁴⁰⁾との目的のもと、1937年度から1952年度まで16箇年をかけ全道で730戸のアイヌの「旧式」の家屋を和風住宅に「改善」しようという大がかりな事業であった。ただし政府はその資金（当初は一戸当り400円

を見積もっている)の8割を「補助」するのみであり、残りの2割はアイヌが負担せねばならなかった。2割の負担は、「座談会」で吉田巖が「八割は自ら出して二割の補助を願ふやうな心で奮励して頂きたい」と発言したことにかがえるように、アイヌ民族の「自力更生」の証しとしての意味も付与されていた。また、この事業は法令上あくまでもアイヌが「願書」を提出することによる(保護法「施行細則」第16条)となっていたが、政府が年度毎の実施地域と実施戸数を予め定めていたことからすれば、予定戸数を実施するため強制的な「改築」の執行もあったのではなかろうか。二風谷の萱野茂によれば、この和風木造住宅は丁寧に作ったチセに比べれば寒さに弱く、結核の蔓延を防ぐことはできなかったという⁽⁴¹⁾。

ウ 第9条を削除し、特設アイヌ学校を全廃した。この点については、「座談会」でも廃止の方向そのものでは一致していたが、廃止による財政負担を理由に、関係町村はその「猶予」を求める意見を述べている。保護法改正後も、村内に4つの特設アイヌ学校をもつ平取村のみ例外として暫定的に、長知内、上貫気別の2校の国費による維持を存続している。もちろんアイヌは座談会の場合でも、「一日も早く土人学校を廃して共学にして欲しい」(森竹竹市)、「町村の経済如何に併てアイヌの児童を犠牲にされることは遺憾に堪えない」(向井山雄)と強い要求を出している。

エ その他、従来の第4条が「農具及種子」の下付のみを定めていた点を「生業ニ要スル器具、資料又ハ資産」と改正し農耕以外の職業への「補助」を加え⁽⁴²⁾、またアイヌ「保護」のための「必要アル施設」への補助を加えた(7条3項)⁽⁴³⁾。また、特に条文上に明言は無いが、このとき「土人病院」を全廃している。

以上を通じて、給与地の管理と「住宅改善」事業などを除き、アイヌ政策をすべて一般の社会事業や教育制度に統合していく政策意図を確認できる⁽⁴⁴⁾。「住宅改善」もまた期限を区切った施策であるから、保護法改正は、アイヌ政策なるものを漸進的に一般の社会事業の中に「解消」させ、以て「同化の国策が有終の局を告げ」⁽⁴⁵⁾するという構想を持っていたのである。筆者は、実際にそれが起こり得ることか否かは措くとして、政府・道庁の「同化の国策の有終」という構想は、「住宅改善」などが終了した後に「保護法」そのものを廃止することをも意図していたと推察する。

「アイヌ教育制度」の廃止は、従来この制度が体现していた「民度」「能力」による差別を撤廃することなく、こんどはそれをアイヌ民族の言わば内部に持ち込むものであった。それは、アイヌを“ひとしく”日本社会の制度に「包容」した中で、その「能力」の「高低」如何によってこの社会での「上昇」の度合いを限定する、という統合策の登場を意味していた。

新聞はこの改正を讃え、「文化の波に乗りアイヌ部落面目一新」⁽⁴⁶⁾「解放の喜び」⁽⁴⁷⁾などの見出しで報じた。高倉新一郎『アイヌ政策史』(1942年)は、「今日アイヌ問題として残されてゐる部分は……一般の貧乏問題に吸収されつつある」⁽⁴⁸⁾と論じ、「アイヌ問題」として特筆すべき性格の問題は存在しなくなるとの見通しを示している。

帝国議会でも、保護法改正はほぼ満場の賛成を得たが、ひとり水平社の松本治一郎は賛成しなかったようである⁽⁴⁹⁾。本会議及び委員会(松本は保護法改正法律案審議の委員会委員に選出されている)の議事録にこの件に関する彼の発言を見出すことはできないが、内務省が作成していた「質問予想事項」の中には松本による質問を想定したものがある。そこで内務省が予想しているのは「旧土人ニ関スル特別ノ法律ヲ制定シ之ヲ差別待遇スルハ不可ナラスヤ」などの質問である。このことからすれば、彼の主張はアイヌ民族に対する「特別ノ法律」そのものの撤廃にあつ

たと推察できる⁽⁵⁰⁾。

保護法改正に対する当時のアイヌ民族の評価はどうだったろうか。新聞は、帝国議会の審議を傍聴するアイヌ「代表」の様子を伝え、アイヌ民族もまた保護法改正を「喜ぶ」と報じている⁽⁵¹⁾。確かにアイヌ民族にとってこの保護法改正は、特設アイヌ学校の廃止など長年にわたる要求が実現したという側面はあった。しかしながら、保護法そのものの撤廃を要求し続けていた旭川の荒井源次郎らはもちろん、他にも保護法改正に対する疑問を抱いたアイヌはいた⁽⁵²⁾。保護法改正はアイヌの要求に応えるものではなかった以上、アイヌの差別撤廃への活動と要求は持続せざるを得なかった。「アイヌ教育制度」廃止以後、このようなアイヌ民族の要求と上記のような統合の圧力とが拮抗していくことになる。

(2) 特設アイヌ学校の全廃

保護法改正により、この時点で残っていた特設アイヌ学校8校のうち、前述した長知内、上貫気別の2校を除く6校は1937年6月末までに全て廃止になった。廃止の概要を示したのが[表4]である。

[表4] 特設アイヌ学校廃止状況一覧 (1937年以降)

学 校 名	廃止年月日	廃 止 の 状 況	児 童 数		出 典
			アイヌ	シャモ	
ニオイ 荷負	1937. 3. 31	廃止、生徒は第一荷負尋常高等小学校へ 同校は1939年5月19日に荷負に改称	57 110		第一荷負尋常高等 小学校沿革誌
白老第二	1937. 5	廃止、生徒は白老第一尋常高等小学校へ	83 423	3	百年誌(白老小学 校, 1978年)
福満 (新平賀)	1937. 5	廃止、生徒は富川尋常高等小学校へ	28	4	門別町史, 北海道 教育史全道編4
ルベシベ 累標	1937. 5	公立に移管。1941年, 和泉国民学校に改 称	67	63	穂別町史
二風谷	1937. 6. 30	公立に移管	46	75	創立75年記念誌 (二風谷小学校, 1968年)
姉茶	1937. 6. 30	廃止、生徒は野深尋常小学校へ	46 120	—	荻伏百年史
カミヌキベツ 上貫気別	1940. 12. 31	公立に移管	43	37	平取町史
オサチナイ 長知内	1940. 12. 31	公立に移管, 1991年3月末廃止	27	20	平取町史

注：児童数の欄は、「法九条ニ依り設立シタル旧土人在籍児童調(昭和十年七月三十一日現在)」(1937年『公文類聚』所収)によった。ただし、荷負のみ「北海道旧土人保護法第九条ニ依り設立シタル小学校整理二関スル件」(『北海道旧土人保護法改正二関スル書類(一)』, 北海道立図書館北方資料室蔵)によりアイヌ児童数のみを記載した。

荷負、白老第二、姉茶の3校の児童数欄の下段は、それぞれ統合先の学校の生徒数である。すなわち荷負の下段は第一荷負尋常高等小学校の、白老第二の下段は白老第一尋常高等小学校の、姉茶の下段は野深尋常小学校の生徒数である。数字は上記「北海道旧土人保護法第九条ニ依り設立シタル小学校ノ整理二関スル件」によった。なお、この資料は記載している統計がいつものであるかが明記されていないが、他の統計との比較により、おおそ1935年度のもものと推定できる。

特設アイヌ学校の廃止に対して新聞は、「コタンに春の太陽」⁽⁵³⁾「旧土人の子らに差別撤廃の喜び」⁽⁵⁴⁾と報じ、その「意義」を讃えた。以下に引用するのは、福満（新平賀）の廃止に立ち合ったシャモの教員の回想である。学校の統合に際して、新聞の論調と共通する雰囲気演出されているようすがうかがえる。

昭和十二年月、沙流郡福満土人学校が閉ざされると、コタンの家ごとに日の丸を掲げて児童を送り、富川小学校教員に引率された児童は、校長・教員・児童の校庭にまち受ける富川校に喜んで迎え入れられた⁽⁵⁵⁾。

だが以下のようなアイヌ児童の体験は、「共学」の実態を物語っている。

三年のときシャモの学校と併合されることになり、それきり学校へ行かなかった。

併合されたのはよいが、アイヌの子供たちが学校へ通う時、学校の窓という窓から、シャモの子供たちが顔を出し、“アイヌ、アイヌ、なんで学校くる！”とはやしたてるのだという（春採）⁽⁵⁶⁾

姉茶の学校が野深尋常小学校と合併になって、わしら移ったわけさ。そしたらもう、アイヌの学校から、土人学校から、野深の学校に来たっていうもので、「なにしに来た！なにしに来た！」っていじめられて……野深の学校になってから学校へ行きたくなくなってね⁽⁵⁷⁾

また次に掲げる高静尋常高等小学校（静内）教員の文章は、アイヌ児童に対する教員の「献身的」な「言語指導」を綴ってはいるものの、そこからはアイヌ児童が差別と迫害の中で実質的な「別学」状態に置かれている実態をうかがうことができる。

現在本校には此の土人部落から、九十一名即ち全校児童数の一割に当る児童が通学してゐる……彼等の言語は仲々正しくなり難いものがある。それが自然と影響して……とにかく約九十名のアイヌ児童は、一日の授業に於ては殆ど発表もしない。文表現もしない……土人の言語指導の為に土人児童の話し合ひが取入れられてあるのである。……話し合ひと言ふのは、簡単に述べて見ると、土人の児童を、幾つかの組に別け、日を定めて座談をするのである……⁽⁵⁸⁾

〔表4〕を見れば、特にシャモの学校と統合になった場合、アイヌ児童が圧倒的少数者となることは明白である。上記のような体験は、この時期のアイヌ児童に共通していたのであり、シャモの児童の迫害と、恐らく実質的にはそれに加担していたであろう少なからぬシャモの教員の態度とは、「別学」の撤廃がアイヌ蔑視の延長線上にあるという本質をむしろ率直に表明していた。「共学」下でのアイヌ児童の出席率が1950年代に至っても低いままに置かれている実態は以下の報告にも明らかである。

……この学校のアイヌ系児童は二十七人いた。（昭和——筆者注）三十一年度第一学期中の平均出席率は七六パーセント、十六日以上欠席者が十四人であった。そのうち、三十一日以上欠席者が八人もいた⁽⁵⁹⁾。

(3) 特設アイヌ学校全廃以後

以上、「アイヌ教育制度」廃止の過程をあとづけてきた。本稿のまとめを行なう前に、いまだ、アイヌ教育制度廃止以後の動向を俯瞰しておきたい。

1945年以前には、アイヌ民族がシャモに伍して生きようとした意欲を「皇国臣民」の「実践」による存在証明の途へと吸い上げ、「同化」「融和」の徹底を図った政策動向を示すことができる。

1940年当時の道庁は、アイヌ民族を「真に和人の一翼として」「漸次労力払底を告げてゐる国防産業、農牧畜方面に総動員」すること、そのためにアイヌ保護を「強化」するという方針を語っている⁽⁶⁰⁾。この頃には、「遠い将来においてはアイヌ族としての固有性は消失」「大和民族中に融合発展を遂げつつある⁽⁶¹⁾」との見通しを語る言論も増え、道庁は「和人と同化し」たという理由から1941年度を以てアイヌ民族の人口統計を取り止めた⁽⁶²⁾と述べている。

しかし同時に、アイヌ民族の「赤誠」を喧伝する施策や報道は、アイヌ民族を際立たせる施策と言説とを伴わざるを得ず、従ってそこには「融合」とは相反する実相を見ることができる。例えば「焼酎飲まないこと アイヌも精勤実践」（圏点筆者）⁽⁶³⁾という新聞の見出しの表現は、アイヌをシャモより「劣った」存在と見做す前提を秘めている。他方でコタンでの「戦勝祈願」を報じる記事⁽⁶⁴⁾は、アイヌ民族の「聖戦」への「熱誠」の喧伝であると同時に、アイヌ固有の儀礼を顕彰する側面を持たざるを得ない。

「総力戦」遂行のためのスローガンとしての「開拓精神」の呼号⁽⁶⁵⁾も、それはそのままではシャモにしか通用しないものである以上、その限りにおいてアイヌ民族をシャモと“一体”だと督励することはできない。かくして為政者は、アイヌ民族に対しては独自にこれを称揚する手立て——「開拓」の「先人」だと顕彰したり、アイヌ文化の「美風」を讃えたり——を取らざるを得なくなる。先に挙げた、アイヌの「保護強化」をうたう新聞記事も「ウタリ独特の文化を延ばさせる」⁽⁶⁶⁾と述べているし、長万部でのアイヌの「必勝祈願」を報じた新聞記事によれば、そのときアイヌが祈った「軍神」「ウインクルトノ」は「大昔アイヌの国を守った」「英雄」である⁽⁶⁷⁾。このほか、アイヌ固有の食料は「代用食の先輩」だ⁽⁶⁸⁾という「学説」の登場にも、アイヌ民族固有のものを称揚せざるを得ない状況を見ることができる。

『昭和十九年 北海道年鑑』は1942年12月末現在のアイヌ人口統計を掲載しており⁽⁶⁹⁾、官庁統計への掲載こそなかったものの実は道庁はアイヌ人口統計を継続していたことがわかる。1941年、天皇は司法当局者が陪食した席上での札幌控訴院長への「下問」の中で、アイヌ民族の「犯罪状況」を問うている⁽⁷⁰⁾。アイヌ民族を特定し監視する為政者の視線は一貫していた。上記新聞記事の「真に和人の一翼」（圏点筆者）という表現は、「真」の「同化」をなお達成していないことを為政者自身が熟知していたことの反映であるとするべきである。本稿冒頭の通牒は、既に言語や「風俗」の「同化」は相当に進行したと道庁も自認しているこの時期に、興業者によるイオマンテ「上演」等に対してすら道庁が敏感になっていることの反映であり、達成すべき「民族協和」との距離を自覚していたが故の道庁の焦慮の現れであると解しておきたい。

以上のような、アイヌ民族の「融和」「赤誠」の喧伝と、他方でアイヌ民族の「特性」が際立たざるを得ない状況という、一見相反する、しかし実際には通底する構造は、その乖離を増幅させつつ1945年に至ることになる。

なお「住宅改善」事業や「奨学資金」給与は、戦時財政のため1942～43年頃に中止になっている⁽⁷¹⁾。

日本国家敗戦直後のアイヌ民族は、新冠御料牧場の返還や、農地改革を給与地に適用しないこ

となどの要求を掲げ、活発な活動を展開した。具体的には、北海道アイヌ協会の再建⁽⁷²⁾、同協会機関誌『北の光』やアイヌ問題研究所発行（のちアイヌ新聞社発行）による『アイヌ新聞』などの言論活動⁽⁷³⁾、占領軍への請願や陳情⁽⁷⁴⁾、国政選挙や北海道庁長官選挙へのアイヌの立候補⁽⁷⁵⁾、などを挙げることができる。遅くとも1945年冬には組織だった活動を開始しているという迅速さと、むしろアイヌがシャモの「救済」を展望するような言論すら見られること⁽⁷⁶⁾が特徴である。

このような旺盛な活動は、単に敗戦・占領下の改革という気運の影響を受けたというだけではなく、敗戦前のアイヌ民族の組織活動・言論活動を、ないしは一貫して存在した日本国家とアイヌとの乖離を、その底流に位置付けておくことが可能だと考える。御料牧場の返還要求にしても、既に1931年8月開催の全道アイヌ青年大会が、「保護法」による給与地に「国有地、官有既墾地」も含めるよう要求を提出していること⁽⁷⁷⁾を見ておきたい。とはいえアイヌ民族にとって、日本国家が敗れ、これまで自分たちを支配していたシャモが占領下に置かれるという事態を目のあたりにしたというのは大きな契機となったろう⁽⁷⁸⁾。道政・国政レベルの選挙に立候補したアイヌは管見の限りこのときが最初であり、「自由狩猟の公認」要求や、「日本人」による「民主日本」の建設がなされないならば、という条件付きの論旨ながら「アイヌは力の限り『祖先が血で築いた北海道を還へせ!!』と叫ぶであらう」といった主張⁽⁷⁹⁾も、敗戦前には見ることができないものである。

他方で、1947年春、GHQは当時のアイヌ協会理事ら4名のアイヌに独立の意向を打診したが、このときアイヌ側はそのような意志の無いことを答えたという⁽⁸⁰⁾。アイヌ民族は、上記のような活動を展開しつつも、日本国家に対する自立の精神までは持たなかったということになるのだろうか。筆者はそうは思わない。萱野茂は敗戦の日に、喜ぶ朝鮮人を見て、「良かったな」と思ったという。その感慨が、「これでアイヌの立場もよくなるな」という気持ちと共に抱かれた点に意味がある⁽⁸¹⁾。独立を克ちとっていくかつての被支配民族と共感する部分がここにある。或いは、敗戦直後、そこが多民族国家であるという理由でソ連への移住を「真剣に考えた」アイヌもいる⁽⁸²⁾。アイヌ協会内部には独立論もあったという⁽⁸³⁾。これらのアイヌの心情や動向は、必ずしも組織だった活動によってではないが、日本国家・シャモの社会への拒否反応を明示している。つまりこのときアイヌ民族は、「独立」というような政治的な自立（或いは伝統的なアイヌ文化の「復権」）を志向してはいなかったし、それらを構想する基盤も乏しかったけれども、日本国家・シャモとの距離を確かに持っていたのであり、その距離を保つという点において自立への意志と基盤を備えていたのである。

敗戦直後のアイヌの「熱気」は、1948年頃を画期に、文献資料に見える範囲では急速に退潮してしまう。その契機は恐らく、農地改革法のアイヌ給与地に対する適用だろう。占領軍が給与地の問題に直接関与したわけではないようであるが、再三要請したにもかかわらず結局アイヌ民族の要求が通らなかったということが、アイヌ民族にとっては占領軍に対する「幻滅」と、シャモの支配の「復調」とを感じさせたのではないだろうか。これ以降アイヌは、あくまで日本社会の中の「一員」としての「上昇」に、自らの「生存」と「存在証明」をかけるようになる⁽⁸⁴⁾。この時期、アイヌ児童のいる学校は「アイヌ」という言葉をタブーにすることによって差別の「消滅」を目指している⁽⁸⁵⁾。このような1960年代までの政策動向は、おおむね1937年保護法改正の延長線上にあると捉えることができるのではないか。政府が1946、47年に保護法を改正し、「保護」の殆どを「生活保護法」に統合・「解消」し、僅かに「不良住宅改善」事業などのみを遂行する

という状態も、1937年保護法改正の構想に通じるものが多い。他方、1950年代までのコタンにはアイヌ語を日常会話として用いるアイヌがなお多くいたという⁽⁸⁶⁾ことは、コタンの実態においても1930年代頃から60年頃までがほぼ連続していることの傍証だろう。

かかる路線の破綻は、恐らく、1960年代から70年代にかけての高度成長の中で、多くのアイヌがコタンから引き剥がされるように札幌や首都圏へと流出せざるを得ないという事態に立ち至って起こったものと言えるだろう。このような事態は、近代のコタンすら解体していくという点で従前の出稼ぎなどの問題とは質を異にする。同時期の様々な「少数者」の「復権」や、日本国家の「戦争責任」の追求なども、これと軌を一にして起こり、アイヌ民族に多様な影響を与えたり。かくして、1970年代以降現在に至る「同じ日本人」という束縛に捉われない自立——その一つの到達点として北海道ウタリ協会が1984年に決議した「アイヌ民族に関する法律案」を挙げることができる——を希求するアイヌ民族と、ウタリ対策⁽⁸⁷⁾などの政策動向との拮抗という時代に入るのではないだろうか。

歴史叙述はここでいったん打ち切ることになる。1970年以降の「現在」がどんな時代であると呼び得るかは、文字どおり日々の営みにかかっているからである。

— III 註 —

- (1) 前掲「土人保護救済会議」『北海タイムス』1923年7月27日付。
- (2) 前掲「土人学校の廃止論」『北海タイムス』1929年5月14日付。
- (3) 前掲喜多章明「旧土人保護法とともに五十年」, 185頁。
- (4) 「アイヌの保護法をやはらかに温かく」『北海タイムス』1930年7月25日付。
- (5) 「旧土人保護法 改正案成る」『北海タイムス』1931年9月6日付。
- (6) 前掲喜多章明「旧土人保護法とともに五十年」203~206頁。
- (7) 以下のような記述からこのことを推察できる。

「昭和六年北海道庁は……既にこうした特種学校の必要性がなくなったので、……廃止を通牒して来ているが、村財政上の支障を理由に延期を上申したのであった。然るに翌七年一月重ねて『本年三月廃止の見込み一町村予算編成期に際し御考慮置相成度、云々』の学務部長通牒があり、村では再度延期を申請したが、昭和八年四月一日限りをもて廃止に決定され……」（『白糠町史』, 1954年, 308頁）

「五年前に土人学校の廃止問題が出た。その際二年待つて呉れ、ば繰上補充の問題（町 村財政の対策を指すと推察するが具体的なことは解らない——筆者注）も済むということであったが……」（「旧土人保護施設改善座談会」における道庁学務部長の発言, 『北海道社会事業』42号, 1935年10月, 49頁）

- (8) 「土人学校を半数廃止」『北海タイムス』1931年2月23日。
- (9) 例えば喜多章明は、北海道アイヌ協会を保護法改正「運動の促進機関」だと位置付けている（前掲喜多章明「旧土人保護法とともに五十年」, 206頁）。
- (10) 竹谷源太郎「独立自主の社会人たれ」『蝦夷の光』創刊号, 1930年11月, 4頁。
- (11) 紅洋「自己の脚下を熟視せよ」『蝦夷の光』2号, 1931年3月, 2頁。紅洋は喜多章明の筆名。
- (12) 玉井浅市「私等の部落」『蝦夷の光』3号, 1931年8月, 16頁。
- (13) 北海小群更生団の規約は「御聖旨を奉戴し、国民精神を作興」「万国に比類なき帝国の基礎を確立し、健全なる日本国民として」といったものであり（『アイヌの同化と先蹤』106頁）、チン青年団機関誌『ウタリ乃光り』などにも「自力更生」の掛け声を幾度も見ることができる。また遼星北斗をとりあげ、「天

皇制下の忠良なる申し子」の側面と「民族の矜持を貫き通す」姿勢との複雑に共存している状態を捉えたものとして、小笠原克「異民族存在の問題——《天皇》をめぐる——」『日本の文学 特別集』、有精堂、1989年を参照。

この点にかかわって海保洋子は、アイヌ民族の「自力更生運動」を評して「目的とされている項目から見ると」「絵にかいたような皇国臣民への帰一願望」「体制側のペースに完全に乗せられているとしかいいえない」としつつ、「これはアイヌ民族が体制側の意図を積極的に受け入れてシャモ以上の『健全なる帝国臣民』となることを意図している点で、いわば逆手をとった主体性の表出であり、国家全体の重圧をはねかえすための方便としての意味のあったことも勘考すべきだろう」と述べている（前掲海保洋子「近代天皇制と『異族』の『臣民』化」、129頁）。海保の把握が、アイヌ民族の「皇国臣民への帰一願望」と「主体性の表出」という相反する2つの側面を併せて捉えている点には筆者も同意する。しかしながら、この両側面を二元的に捉え、その関係について後者は前者を「逆手にとった」ものだとする海保の説明は不十分だと考える。アイヌ民族にとっては差別撤廃の要求も「自力更生」「国民精神作興」の活動も差別に抗してシャモに伍さんとする意識に根ざしていた点で一貫していたのであり、「皇国臣民への帰一願望」そのもののものの中にも「皇国臣民」化政策と乖離するものが胚胎されていると理解すべきではないか。

- (14) 前掲紅洋「自己の脚下を熟視せよ」、2頁。
- (15) 小信小太郎「いつまでも学者の研究材料たる勿れ」『蝦夷の光』2号、1931年3月、28頁。
- (16) 「司会者の提案を片ツ端から否決」『北海タイムス』1931年8月4日。
- (17) 『ジョン、パチエラー自叙伝 わが記憶をたどりて』、文録社、1928年、132頁。
- (18) 井黒弥太郎「農村郷土の新生」『北海道教育』162号、1932年2月、58頁。井黒はこのとき三石で教員を務めていた。
- (19) 喜多章明「土人保護の沿革と保護法の将来」『北海道社会事業』15号、1933年7月、21～28頁。
- (20) 岩谷英太郎「旧土人教育談」『北海道教育雑誌』125号、1903年6月、31～32頁。
- (21) 高倉新一郎「蝦夷からウタリへ」『北海』、北海社、1934年10月号、8頁。
- (22) 前掲「アイヌ人を見せ物視」『北海タイムス』1936年4月6日付朝刊。
- (23) 吉田貫一の発言。「第三十八回通常道会議事速記録」第7号、1938年12月6日、『昭和十三年通常道会議事速記録』所収。吉田はもと静内町長を務めていた。
- (24) 『内務省史』第4巻、大霞会、1971年、795頁。喜多の叙述は前掲「旧土人保護法とともに五十年」、207頁。
- (25) 前掲『北海道旧土人保護沿革史』、233頁。「土人保導委員設置規程」は1932年1月9日廃止、北海道庁訓令第1号。
- (26) 「旧土人保護法の矛盾性」『小樽新聞』1930年12月2日付朝刊、同3日朝刊。
- (27) 『北海教育評論』43号、1929年6月、18頁。
- (28) 荻丹栄「旧土人の保護に就て」『北海道行政』2巻1号、1934年1月、58～60頁。
- (29) 『日高開発史』、北海道日高支庁、1954年、270頁より重引。
- (30) 保護法改正案審議の経過は『公文類聚』1937年賞恤門救恤二（国立公文書館所蔵、請求番号2A-12-1類2085）および『第七十回帝国議会衆議院議事速記録』『第七十回帝国議会貴族院議事速記録』の当該号によった。

新聞紙上には「来議会に廻る」（『北海タイムス』1935年2月27日付）「来議会に提案決定」（『北海タイムス』1935年12月18日付朝刊）といった報道をしばしば見ることができ、道庁からの改正案提出後、内務省・政府内での検討に時間を要していた様子がうかがえる。

- (31) 「挟間社会部長を迎えて旧土人部落を視る」『北海道社会事業』41号, 1935年9月。
- (32) 「旧土人保護施設改善資料調査ノ件」亥社第753号, 学務部長より支庁長・市町村長宛て, 1935年5月4日, 同前通牒, 同月13日付など。「調査」の内容は, 前掲『公文類聚』所収「北海道旧土人の生活状況調査ノ件」とほぼ対応している。なお通牒は『北海道庁公報』の当該号によった。
- (33) 「旧土人保護施設改善座談会」『北海道社会事業』42号, 1935年10月, 2頁。以下この資料からの引用については逐一の註記を省略した。
- (34) 「支庁市社会事務担当者会議後記」『北海道社会事業』39号, 1935年7月, 50頁。
- (35) この制限は給与地を「心ない」シャモから「保護」するためという名目を付したものであったが, 賃賃を阻止する条項を備えていなかったために, 多くの給与地にシャモが小作人として入り込んだのである。
- (36) アイヌ民族からは, かかる制限条項の存在に対して, 給与地を守る機能を果たしていなければならずアイヌの土地管理「能力」を「低」いものと見做し制度化しているとの批判が相次いでいた。
- (37) 「法第二条第二項ノ北海道庁長官許可方針」, 前掲『公文類聚』所収。
- (38) 従来の保護法2条は「下付ノ年ヨリ三十箇年ヲ経ルニ非サレハ地租及地方税ヲ課セス……」と定め, 政府・道庁は土功組合費もこの適用を受けるとの解釈を定めた。アイヌにとって生活基盤となり得るような条件を備えた給与地は必ずしも多くはなかったし, シャモの移民の「受益」を目的とした土功組合が給与地を一方的に組み込んでしまうことも少なくなかったようである。このため組合費を「滞納」するアイヌがおり(もちろんシャモの「滞納」もあったのだが), 不況下で財政窮乏に陥った土功組合関係者から保護法の改正を求める要求が起こっていた。この経過は寺田真一「改正北海道旧土人保護法と土功組合費の問題」(一)(二)『北海道行政』1937年10月, 11月)に詳しい。
- (39) 『北海道行政』1937年11月号, 141~144頁。
- (40) 「質問予想事項」『北海道旧土人保護法改正ニ関スル書類(一)』, 北海道庁内務部社会課, 北海道立図書館北方資料室所蔵(請求番号ア31-HO-1)。社会局用紙にタイプ印刷。作成時期を確定することはできないが, 保護法改正の内務省案作成時のものと推察する。
- (41) 萱野茂の回想。萱野による北海道大学大学院教育学研究科集中講義「教育史学」(1988年9月19日)での指摘である。
- (42) ただし道庁は, この「勸業費」の「給与ヲ受クベキ」アイヌは, 「一定ノ箇所ニ定住シ性行善良且ツ業務ニ熱心ナル」者に限定すると通牒している(「北海道旧土人保護法中改正ニ関スル件」, 丑第1124号, 学務部長より関係支庁長・関係市町村長宛て, 1937年6月30日)。
- (43) ここにいう「施設」は, 政府によれば「旧土人ノ副業(具体的には「アイヌ工芸品」を指すと推測する——筆者注)奨励ニ要スル共同作業場並ニ同族修養ノ道場ニ供スルタメ」の「木造建物」だという(「法第七条ノ三ニ依リ設置又ハ補助スベキ施設計画」, 前掲『公文類聚』所収)。ただしこのときこの「施設」がどれほど建設されたのか筆者には定かにできていない。
- 前掲通牒「北海道旧土人保護法中改正ニ関スル件」は, 支給する「勸業費」を農漁業では一戸40円以内, その他は20円以内が「標準」だとしている。これは「旧土人保護施設座談会」における, 例えば漁業について漁船や網を合わせて「五六千の金は七八戸の生活を保つために必要」といった具体的に痛切なアイヌの要求(前掲「旧土人保護施設改善座談会」10~17頁)とは大きな隔たりがある。
- (44) 従って政府・道庁は, 町村当局者や教育関係者が要請したような, 「教化指導員の設置」「副業奨励資金の給与」(前掲「挟間社会部長を迎えて旧土人部落を視る」, 69頁ほか)などの施策も保護法改正には盛り込まなかった。
- (45) 喜多章明「アイヌよ何処へ行く」『北海道社会事業』63号, 1937年8月, 40頁。

- 46) 『北海タイムス』1937年4月27日付。
- 47) 『北海タイムス』1937年3月13日付。
- 48) 高倉新一郎『アイヌ政策史』, 631頁。
- 49) 前掲喜多章明「旧土人保護法とともに五十年」, 213頁。
- 50) 「(松本治一郎氏) 北海道旧土人保護法中改正法律案質問予想事項」, 前掲『北海道旧土人保護法改正ニ関スル書類(一)』所収。社会局用紙にタイプ印刷。
- 51) 「貴族院を傍聴」『北海タイムス』1937年3月12日付朝刊。このアイヌ「代表」の議会傍聴はもちろんアイヌ自身の要求にも根ざしていたろうけれども、これを呼び寄せたのは喜多章明である。喜多はこのあと一行に「伊勢参り」などをさせ、「往古奥羽の蝦夷……その後裔たる北海道のアイヌ族一行が全く帝国の臣民として同化し終り、赤誠を表して神前に額づくを見て転た懐古の情に禁へざらしめた」とその「感慨」を綴ってみせている(喜多章明「旧土人 団体の旅」『北海道社会事業』59号, 1937年4月)。
- 52) 例えば森竹竹市の詠んだ歌の中に「改正は改悪なんだ二三年 過ぎたらウタリの土地はなくなる」「アイヌ学校廃しただけでも有意義な 改正なんだと叫ぶ熱血」というものがある(前掲『レラコラチ 森竹竹市遺稿集』216~217頁)。
- 53) 前掲『北海タイムス』1937年3月13日付。
- 54) 『北海タイムス』1937年5月6日付。
- 55) 『北海道教育史』全道編4, 1964年, 739頁。井黒はこのとき富川尋常高等小学校教員。なお前掲『北海道旧土人保護法改正ニ関スル書類(一)』では新平賀は公立移管することになっているが、なぜこれが富川尋常高等小学校と統合になったのかについては今のところ筆者には解らない。
- 56) 戸塚ハルの回想。「エカシ・フチをたずねて⑩」『アヌタリアイス』16号, 1975年5月。
- 57) 遠山サキの回想。『明日をつくるアイヌ民族』, 未来社, 1988年, 242~243頁。
- 58) 谷要吉「染退河畔の土人と土人児童の言語教育について(下)」『北海道教育』243号, 1938年11月, 85~86頁。
- 59) 北教組帯広支部「旧土人児童の実態と対策指導」, 第6次全道教研集会報告, 1956年。『帯広市史』, 1984年, 740頁より重引。
- 60) 「旧土人の保護強化 銃後生産面に動員」『北海タイムス』1940年9月3日付。
- 61) 前者は『北海タイムス年鑑 昭和十四年度版』, 北海タイムス社, 1938年, 後者は同じ年鑑の昭和十六年版, 1940年。
- 62) 『昭和二十五年 北海道概況』, 北海道, 1951年, 334頁。
- 63) 『北海タイムス』1940年2月5日付。
- 64) 「バセカムイノミ祭」『北海道新聞』1942年12月13日付, 「神州護持の祈り捧ぐ 平取コタンの必勝祈願」『北海道新聞』1944年3月27日付など。
- 65) いわゆる昭和戦前期における「開拓精神」の喧伝については、榎本守恵『北海道開拓精神の形成』, 雄山閣, 1976年, のほか大谷奨「北海道における『拓殖精神』論の展開」『大阪女子短期大学紀要』16号, 1991年などを参照。
- 66) 前掲「旧土人の保護強化」。
- 67) 前掲「バセカムイノミ祭」。
- 68) 「北大も顔負け アイヌの方が先輩」『北海タイムス』1941年5月30日付。
- 69) 『昭和十九年 北海道年鑑』, 北海道新聞社, 1943年, 164頁。
- 70) 「アイヌの犯罪迄具に後下問」『北海タイムス』1941年5月29日付。

- (71) 『北海道社会事業』誌上に見るかぎり、1942年度には「住宅改良資金給与」「学資補給」の告知がある(118号、1942年5月、22～23頁)が、1943年度には見出すことができない。また、1943年度に道庁は「同族部落中堅人物に乏しく指導育成に副わざる憾みがあるので、道庁ではこの中堅人物養成を目指」すとの理由で、「国民学校高等科卒業の一六才以上二十才未満」のアイヌを北海道農事試験場に委託し「教習」させる「旧土人農事実習生」を募集している(『北海道社会事業』129号、1943年4月)が、その詳細は今のところ不明である。
- (72) 1945年12月頃からアイヌ「有志」が設立準備を進め(『北海道社会事業』144号、1946年3月、13頁)、同年2月24日、静内において社団法人北海道アイヌ協会の結成総会を開催し、1949年に浦河で第2回目の大会を開催している。協会が掲げた事業の筆頭には「教育の高度化」がある。
- (73) 『北の光』は1号(1948年)のみ発行。『アイヌ新聞』は1946年3月アイヌ問題研究所の機関誌として刊行、同年6月よりアイヌ新聞社の発行となった。編集、発行は一貫して十勝出身のアイヌ・高橋真が担っており彼個人の主張が色濃く出てはいるが、各地のアイヌからの寄稿も多い。
- (74) 活動の概況は「アイヌ問題処理に乗り出す」『北海道新聞』1946年1月9日付、「アイヌ協会で陳情」『北海道新聞』1946年6月1日付、および『アイヌ史 資料編3』、北海道ウタリ協会、1990年、891～911頁などを参照。
- (75) 1947年の選挙に、辺泥和郎ら2名が衆議院議員に、佐茂菊蔵が道庁長官に立候補するなどの動きを見ることができる。ただし全員当選しなかった。
- (76) 例えばアイヌ問題研究所がまとめた「実践運動の眼目」には「食糧難の解決策としてアイヌの原始食料公開」といった項目がある(前掲「アイヌ問題処理に乗り出す」)。
- (77) 前掲「旧土人の保護を叫び道庁に陳情に出る」。
- (78) このようなシャモの「自信喪失」状況(それは独立を克ちとった朝鮮人に対し日本人が感じた「脅威」に通じるだろう)とアイヌ民族が感じた「解放感」について、さしあたり上西晴治の小説『コシャマインの末裔』(筑摩書房、1979年)が描く光景を参照。
- (79) 『アイヌ新聞』5号、1946年5月15日。
- (80) 前掲『アイヌ史 資料編3』および増子義久「幻のアイヌ独立論を追う」『朝日ジャーナル』1576号、1989年3月3日。
- (81) 『河北新報』1991年8月27日、『「遊」通信』6号、自由学校「遊」(札幌)、1991年10月より重引。
- (82) 高橋三枝子『続北海道の女たち ウタリ編』、北海道女性史研究会、1981年。
- (83) 前掲増子義久「幻のアイヌ独立論を追う」、88、90頁。
- (84) この問題については、さしあたり花崎阜平『民衆主体の転生への思想』七つ森書館、1989年、3～58頁を参照。
- (85) 菅原幸助『現代のアイヌ』、現文社、1968年、34頁。
- (86) ただししだいに、高齢者による、家庭内などの限られた空間におけるものになっている。前掲萱野茂集中講義「教育史学」による。また、1962年の日高支庁管内における調査によれば、アイヌ語を「知ってふだん使っている」アイヌが2.9%、「知っているがふだん使っていない」アイヌは19.9%におよぶ(『日高地方におけるアイヌ系住民の生活実態とその問題点』、北海道日高支庁、1965年、45頁)。
- (87) 手島武雄「『ウタリ対策』をめぐる若干の予備的考察」(『部落解放研究』73号、1990年4月)は、「ウタリ対策」が1970年前後の「アイヌ問題」の動向に対応した施策であり、その後現在まで政府・道によるアイヌ「対策」の「核」となっていることを指摘し、この施策の「本質」の解明の要を説いている。

む す び

本稿では、「アイヌ教育制度」廃止の過程を、当該時期のアイヌ民族の活動や為政者ならびに周囲のシャモの動向なканずく1937年「北海道旧土人保護法」改正の過程と併せて検討した。「アイヌ教育制度」廃止により、アイヌ児童に対する差別は「共学」下の学校に持ち込まれたのであり、それは1937年「北海道旧土人保護法」改正の性格、すなわち「アイヌ」という言葉や民族意識を排除することで「平等」が達成されるというイデオロギーによる統合策の展開に照応している。

また次の論点を指定しておきたい。すなわち、アイヌ語と伝統文化の伝承を「断念」し「帝国臣民」たらんとした多くのアイヌの行動は、いかに政策動向と接近しているようであっても、それがシャモに伍そうする民族意識に由来している以上、根底にシャモとの乖離を胚胎しているということである。為政者の側も、北海道「開拓」を推進しシャモに向けて「開拓精神」を呼号する以上、また多くのシャモが「開拓精神」を抛り所とする以上、アイヌ統合策推進のためには、アイヌの「国策」協力を独自にきわだたせ称揚せざるを得ない。日本国家とアイヌ民族との乖離は、もちろんアイヌの種々の抵抗や活動によっても起こるものである。だがかかる乖離は、アイヌ統合策という一見相反することがらとも同時に進行する、或いはせざるを得ないという構造があったと考えたい。天皇制国家によるアイヌ民族統合の「達成」は、あり得ないことなのである。

既往の研究との対比では、概括的に制度の廃止を記述するのみであった状態から、一歩を進めることができた。

しかしながら本稿には、踏まえるべき論点の欠落や論証の不備など、残された課題が多い。1920年代以降のアイヌ民族の活動については、少なくない先行のモノグラフがあるが、本稿はそれらを咀嚼しきれてはいない。制度改変の過程の分析・叙述は平板であり、法令の改廃のあとをなぞって「政策意図」なるものを指摘しそれを批判するという域を出てはいない。また「アイヌ教育制度」廃止以後は筆者の力量により駆け足の概説にならざるを得なかった。

これらは本稿そのものの弱点でもあるが、筆者のこれまでの諸論文での考察の不備が集積した結果でもあろう。いまふたたび、初発の地点にたちかえるしかない。

(1993. 3. 22)

付記：・本稿の作成にあたっては、以下の諸機関から資料の閲覧、複写ないし利用の便宜を受けた。

平取町立二風谷小学校 北海道ウタリ協会アイヌ史編集委員会
 国立公文書館 北海道立図書館北方資料室 北海道議会図書室 北海道立文書館
 北海道大学附属図書館北方資料室 北海道社会福祉協議会図書資料室
 部落解放研究所図書資料室 大阪府立中ノ島図書館

・同じく以下の方々から資料の提供ないし教示を受けた。

竹ヶ原幸朗 高木博志 山田伸一 石原 誠 廣瀬健一郎

- ・本稿の概要については、日本教育学会第51回大会（1992年8月30日、北海道大学）において口頭発表を行っている。
- ・本稿は文部省科学研究費（特別研究員奨励費）による成果の一部である。